

LIBRA

2016年 3月号

〈特集〉

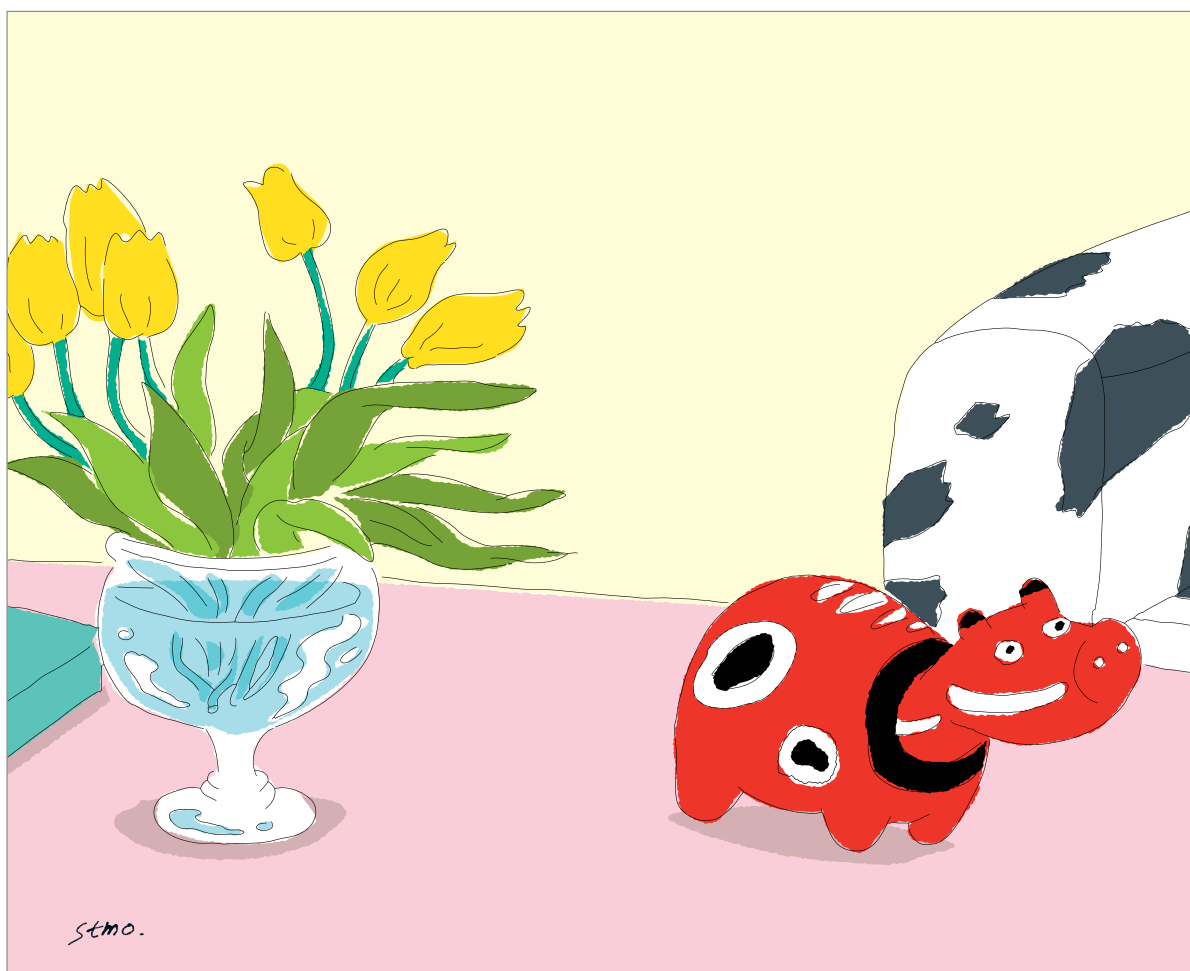
LGBT—セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)—

〈インタビュー〉

サッカー指導者 佐々木則夫さん

〈クローズアップ〉

2015年度 理事者から～任期終盤を迎えて～



Gallery

リブラギャラリー



プリトヴィツェ湖群国立公園

クロアチアのプリトヴィツェ湖群国立公園は、ボスニア・ヘルツェゴビナ国境に近いプリトヴィツェ湖群市に位置し、ユネスコの世界遺産にも登録されています。大小16の湖が山中に位置し、それらが92もの滝によって階段状に繋がり、幻想的な景観をつくり出しています。吸いこまれるようなエメラルドグリーン湖面に、暫し心を奪われました。

業務課 よしむら りょうこ 吉村 玲子

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2016年3月号

特集

02 LGBT—セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)—

- 座談会
LGBT自身が語る、置かれている現状とリアルな思い、弁護士に伝えたいこと
- LGBT基本用語解説
- 弁護士のためのLGBT基礎講座
- LGBT法律相談ケーススタディ
～弁護士としていつ相談されてもおかしくない事例～
- LGBTの先駆的訴訟『府中青年の家事件』弁護団長・中川重徳会員インタビュー
- セクシュアル・マイノリティ電話法律相談の手応え
- 『両性』の平等に関する委員会セクシュアル・マイノリティPTについて

インタビュー

24 サッカー指導者 佐々木則夫さん

クローズアップ

28 2015年度理事者から～任期終盤を迎えて～

ニュース&トピックス

32 2016年度 東弁役員等選挙

連載等

33 常議員会報告(2015年度 第10回)

38 今, 憲法問題を語る～拡大版～

第55回 2015年度安保関連法制問題への取り組みを総括

I 今, 日本国憲法の「意味」と「価値」が問われている

～安全保障関連法反対活動の本年度総括と, 次年度の憲法の諸課題について

伊井和彦

II シンポジウム「秘密保護法と安全保障法制～秘密のヴェールの中で, 今何が起ころうとしているのか～」

堀井 準

44 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告 東京家庭裁判所委員会報告「遺産分割事件を適正かつ迅速に解決するための取組について」

三森 仁

46 もっと知ろうよ! オキナワ!

第5回 やはり, 米軍基地には居て欲しくない, と思う。 仲宗根南子

48 近時の労働判例

第38回 大阪高裁平成27年9月11日判決(NHK神戸放送局事件) 野田広大

50 東弁往来: 第44回 法テラス浜田法律事務所 今西淳浩

52 わたしの修習時代: 今になって分かること 66期 立木美実

53 67期リレーエッセイ

先が見えないからこそ, 今できる一つ一つのことを大切に 稲垣喜人

54 お薦めの一冊

『実践 訴訟戦術 [刑事弁護編]—やっぱり弁護士は悩んでいる』 伊藤茂昭

55 コーヒーブレイク: 百人一首 鈴木伸治

56 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内

58 会長声明

67 インフォメーション

LGBT

Lesbian
Gay
Bisexual
Transgender

セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)

LGBT(エル・ジー・ビー・ティー)とは、レズビアン(Lesbian)、ゲイ(Gay)、バイセクシュアル(Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender)の頭文字をとった、性的指向及び性自認における少数者を表す用語であり、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)とも言われます。

LGBTという言葉は最近よく見聞きするものの、正直よく理解できていないという会員の方も少なくないのではないのでしょうか。

そこで、弁護士として知っておいた方がよいLGBTに関する基礎知識や実践について、両性の平等に関する委員会の委員にご執筆いただきました。(LIBRA 編集委員 小峯 健介)

CONTENTS

- 座談会 LGBT自身が語る、置かれている現状とリアルな思い、弁護士に伝えたいこと
- LGBT 基本用語解説
- 弁護士のためのLGBT 基礎講座
- LGBT 法律相談ケーススタディ～弁護士としていつ相談されてもおかしくない事例～
- LGBTの先駆的訴訟『府中青年の家事件』
弁護団長・中川重徳会員インタビュー
- セクシュアル・マイノリティ電話法律相談の手応え
- 『両性』の平等に関する委員会セクシュアル・マイノリティPTについて

注：本稿では「LGBT」をセクシュアル・マイノリティ(性的少数者)と同じ意味で使用しています。

座談会

LGBT自身が語る、 置かれている現状とリアルな思い、 弁護士に伝えたいこと

セクシュアル・マイノリティはどのような生きづらさを抱え、社会に何を求め、法に何を感じ、そして弁護士には何ができるのだろうか——そのような疑問に答える座談会が開催された。条例、法律、メディアや教育など、多岐にわたるテーマにつき、それぞれの立場から率直な意見を伺った。

注：*印については、10頁「LGBT基本用語解説」参照

両性の平等に関する委員会 委員長 寺原 真希子 (52期)
委員 山本 真由美 (62期)

メンバー

鳩貝 啓美 氏

特定非営利活動法人レインボーコミュニティ coLLabo 代表理事。臨床心理士。レズビアン当事者であり、セクシュアル・マイノリティの女性が前向きに生きることを支援する活動を行っている。

岩本 梓 氏

トランスジェンダー*当事者(MtF*)。レインボー金沢のボランティア・スタッフとして、セクシュアル・マイノリティが安心してつながることのできる交流会の開催や、行政等への働きかけを行っている。

永野 靖 会員

当会会員(53期)。ゲイ当事者であり、セクシュアル・マイノリティの法律相談のほか、同性婚を求める活動、LGBT差別禁止法の制定を求める活動などを行っている。

コーディネーター

寺原 真希子 会員

当会会員(52期)。両性の平等に関する委員会委員長。2012年3月に同委員会にてセクシュアル・マイノリティをテーマとしたシンポジウムを全国の弁護士会で初めて開催。日弁連「LGBTの権利に関するPT」、同「性同一性障害特例法に関するPT」、LGBT支援法律家ネットワーク、日弁連に対する同性婚救済申立の弁護団などに名を連ね、セクシュアル・マイノリティの人権擁護のための活動を行っている。



自己紹介

寺原：まず、自己紹介からお願い致します。

鳩貝：私はレズビアン当事者で、間もなく交際10年になるパートナーと同居生活をしています。「レインボーコミュニティ coLLabo」というNPO法人をやっています。セクシュアリティを隠さなくても生きられる社会をつくりたいということで、主にセクシュアル・マイノリティの女性をターゲットにした相談、ピアサポート、勉強会、それから社会に向けた啓発、情報発信などを行っています。

岩本：私はトランスジェンダー*のMtF*で、戸籍上の性別は出生時から男性ですが、性自認*は女性です。「レインボー金沢」で2012年からスタッフをしており、ここでは交流会や行政などに対する改善の働きかけを行っています。2015年4月に発足したLGBT法連合会の代表団体の1つともなっています。

永野：司法修習53期の弁護士です。大学卒業後、いったん金融機関に勤めていたんですが、私自身ゲイの当事者で、将来日本でも同性愛者の法律问题が問題になることもあるかと思ひまして、40歳のときに弁護士になりました。現在は、セクシュアル・マイノリティの方の法律相談、NPO法人「動くゲイとレズビアンの会」の相談事例のケーススタディ、パートナー法ネットという同性パートナーシップ法や同性婚を求める団体の一員としての活動、LGBT法連合会におけるLGBT差別禁止法の制定を目指した活動などを行っています。

カミングアウト*について

寺原：ご両親に対して、あるいは職場などで、カミングアウトをされていますか。

鳩貝：両親に対しては、私が32歳ぐらいのころにカミ

ングアウトしました。電話で父から突然お見合い話を持ってこられて、このまま黙っていたらもうレズビアンとしては生きていけないという危機感を感じて、精一杯伝えました。そうすると、「分かったけど、結婚しないと決め付けなくてもいいのではないか」とか、かなり混乱したような状況だったんですね。なので、「性的指向*って変えられないんだよ」と訴えて、最終的に父は、じゃあ、実存主義的に理解しようと。母には父から伝わらなかったのが、翌年もう一度仕切り直しをして話しました。母の存在は私にとって大きいので、自分から言うのは勇気がいったんですね。同性愛の本を並べておいて、話題にもらえるように差し向けて、「これってあなたのこと？」と聞かれるのを待って、話をしました。

岩本：私は当事者の方や親しい友人、医療関係者にはカミングアウトしていますが、それ以外ではほとんどしていません。両親はどちらもカミングアウトする前に亡くなりました。母親は、子どもの姿や雰囲気が変わってきているので、何となく以心伝心のような感じもありましたが、特にそれで問いただすようなこともなく、変だとか、悪いだとか言うこともなく、とにかく子どもだから理解しているよという雰囲気で接してくれたので、ありがたかったなと思います。職場については、職場の産業医の方と、ごく一部の方にはお話ししていますが、それ以外にはお話ししてないです。といっても、トランスジェンダー*ですので、何となく雰囲気を見てそうじゃないかなと思っている方も多いと思うのですけれども。

永野：私は、司法修習が終わって入所する事務所を探したときには、自分がゲイ*であって同性愛者の問題に取り組みたいと思っているということをオープンにして就職活動を行いました。ですので、お世話になった事務所の所員の方は私がゲイ*であるということは知った上で採用もしてくださったと、そういう経過です。

そうは言っても、カミングアウトの問題というのは終わりがありませんので、例えば、私でも依頼者と話をしているときに、「結婚されているんですか」とか、「お子さんはいらっしゃるんですか」という話が出てくることがありますけど、「実はゲイでございます」とは話しません。だから、基本的にオープンにはしているんですけども、日常的に、新たな人に出会うごとに必ずカミングアウトの問題は問われることなので、どういうタイミングでどういうふうにお話をするかというのはいつも考えていますし、それは多くのセクシュアル・マイノリティが同じではないかなと思います。あくまでも本人が、置かれた状況やらもろもろの条件を考えてカミングアウトをしたいと思ったときにするという、そういうことなのかなと考えております。

渋谷区と世田谷区の動きについて

寺原：渋谷区では2015年3月に成立した条例によって11月からパートナーシップ証明の発行が始まりました。世田谷区では要綱という形でやはり2015年11月からパートナーシップ宣誓書の受け付けが始まりました。これについてどのように感じていらっしゃいますか。

鳩貝：coLLaboの事務所は世田谷にあるので、世田谷区の上川あや区議から呼び掛けがありまして、区民の方と勉強会を始めるというところから会として関わってきました。リアリティのある当事者の声を区長に伝えようと、普段は表立っては活動していない区民の方たちが一生懸命訴えに出掛けていくところから宣誓までを共にしてきました。制度に対しての当事者はカミングアウトと一緒に、メリットと宣誓をしに行くという開示する勇気とを天秤にかけているという感じはあります。今後は利用していくことで同性パートナーの姿が顕在化して、日本中に普及・拡大



鳩貝 啓美氏

するだろうし、いずれ国でという議論になるかなと、とても楽しみに期待しております。

岩本：NHKが10月に全国のLGBTの方に調査をして、全国2,600人あまりの方から回答がありました。その中で、こういう証明書の制度ができれば利用したいかという質問に対して8割以上の方が利用したいという回答でした。すぐ使うかどうかは別として、そういう制度ができれば、何かのときにある種のセーフティネットの一部になると期待されているのでしょうか。

それから、トランスジェンダーでパートナーと戸籍上同性の場合に、戸籍の性別変更をしなくても公的にパートナーとして認められるというのは、そうした当事者にとっては一つの安心材料です。先ほど述べたNHKの調査では、トランスジェンダーの方の中でも利用したいという方がかなりいました。現在、日本では戸籍の性別変更のための要件が非常に厳しいことも理由でしょう。

永野：これまで同性カップルというのは、法的には赤の他人という位置付けであったわけですが、今回、同性カップルがこの世の中に存在することを行政が認めて、何らかの法的な位置付けを与えたということですね。確かに婚姻とは違って、法的な効果というものは希薄ではあるんですけども、これまで存在が認められていなかった同性カップルなり、あるいは同性愛者というものを行政が認めた、その波及効果として社会的な承認が大きく深まったというところに意義があったということではないかなと思います。

日弁連に対する人権救済申立てについて

寺原：2015年7月に、日弁連に対して、同性婚を認めないことは人権侵害であるという人権救済の申立てがなされました。私もそうですが永野さんはその代理

人のお一人、鳩貝さんと岩本さんはそれぞれ申立人の中のお一人でいらっしゃいますけれども、経緯等について改めて教えていただけますか。

永野：LGBT問題に関心がある弁護士の中でやろうということになって申立てをしたのですが、ちょうどそれと並行して偶然に渋谷区の条例の話や同性婚を認めない州法は憲法違反であるというアメリカの連邦最高裁判決が出てきたこともあり、私どもが当初予定していた以上に社会的に注目をしていただくことができたかなと思っています。ただ、背景として、ここ10年、20年の間、同性カップルの法的な保障を求めるといふ取り組みは地道にずっと続いてきていたんですね。そういう長年のいろいろな人の地道な努力というものがここでぱっと花開いたというふうに思っています。

鳩貝：coLLaboを始めて5年が経つ中で、同性婚について議論するとコミュニティが分断しちゃうんじゃないかと避けていたんですね。ただやっぱり同性のパートナーシップという話題は、当事者の困り感を具体化するし顕在化させるんですね。当事者も自覚が促されていくし、やっぱりパートナーシップは扱わなきゃと思っていた矢先にその話が来たということで、これはぜひ動かなきゃと思いました。coLLaboのスタッフとともに陳述書を書いたり、あるいは署名をしたりということと一緒に参加して活動をしてきたんですけども、みんなで社会的な意識を高めることができたという意味においても、このテーマはとても意義が大きかったなと思っています。

岩本：私の場合はトランスジェンダーのMtFで、戸籍上は男性で性的指向が女性なので、戸籍の性別変更をしなければ女性と結婚できるわけですが、性別変更をすれば結婚できません。どちらかを選ばなければならないというのはやはり人権侵害ではないかと考えたことが申立てに加わった理由の1つです。もう

1つの理由は、地方でもこの問題があることを少しでも社会に可視化したいという思いからです。

トランスジェンダーからの申立てについては、私のように性別変更しなければ結婚できるというタイプと、性別変更をしないと結婚できないけれどもいろいろな事情があって性別変更できないで困っているというタイプの2タイプあるのですが、いずれにとっても、性別変更が結婚の障害になっているのはおかしなことですので是正していただきたいと、申立てに参加させていただきました。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律について

寺原：2003年に成立した「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」によって、一定の要件を満たせば戸籍上の性別を変更することができますが、変更のための要件が厳し過ぎるといふ指摘が先ほどもありました。実感として、性別適合手術*のハードルが高いが故に要件を満たすことができないという方が多いというふうに感じられますか。

岩本：ええ、それは強く感じます。2000年代から、ヨーロッパを中心に手術を必要とせず、さらにはホルモン治療も必要とせず、申し立てて裁判所などが認めれば変更できる国が増えています。また世界で5カ国では医師の診断書も不要で医師の関与がまったく必要なくなっています。性別適合手術は、費用の面でも体への負担の面でも非常にハードルが高いし、手術をしても今は結婚しているか20歳未満の子どもがいたら要件を満たしません。生まれたときの戸籍の性別とは違う形で実際に生活しているけれども戸籍が変えられないために、本人も非常に不便や不利益を被っているし、変更できないことでご家族自身も困っている方もいます。

寺原：性別違和*があるんだったら性別適合手術を受けて戸籍上の性別を変更すればいいというふうな安易な論調もありますが、この点についてはいかがでしょうか。

岩本：特例法ができたことは大きな進歩だと思うのですが、性別違和がある人はみんな手術を受けて戸籍の性別変更をすればいいじゃないかと思っている方が実は非常に多いんですね。なので、戸籍の変更をしないトランスジェンダーの人が逆に肩身が狭くなっていたり、あるいは差別を受けることが実際にあります。性別違和があっても性別変更にこだわらない、あるいは変更には抵抗があるという人も、実際にいます。性別違和の程度が非常に強ければ変更したいと思う場合が多いですが、手術をためらったり迷う方も非常に多いですね。手術が必要ないのなら戸籍変更したいという方もいます。国連でもこうした要件を問題視しており、特例法の見直しが必要な時期でしょう。

教育について

寺原：LGBTについては、人権教育としての学校教育と生涯教育が非常に重要だと考えていますが、これに関連して、ご自身の学生時代のエピソードをお話いただけますか。

鳩貝：同性愛であるということに気付いたのは小学校5年生のときなんですけれども、当時は1970年代後半です。探した情報は百科事典、それから父の本棚にある生活指導の資料ですね。あとは書店に行ってフロイトとかの新書を見るみたいな。ただ、そこには異常性愛とか性的倒錯というたぐいの記述しかない。この悩みは誰にも言えずにいました。家族にも、あと、学校でもですね。言ったらもう最後だと。心の中は常に孤独でした。

現在、中学校と高校のスクールカウンセラーをし

ているんですけども、生徒からセクシュアリティに関する話題が出てくることが時々あります。自然に受け入れる空気もあれば、異常なことと捉えている子もいる。そんな中でセクシュアリティに関する情報は格段に増えています。だから、時代の変化はあるんですけども、ただでさえ自分と異質な人を拒否したり、なるべく周りから浮かないようにすることに力を入れる世代ですから、指導的な立場の大人が介在して、教育的支援・配慮ということをしていく必要があると思っています。大学や教員養成の段階から、センスのいいリーダーシップが取れる教員を育成していただくのと、あと、教育委員会などそういう教育行政の方から動かしていくというようなことをしていかないと、なかなか学校現場は変わりづらいのかなと感じています。

岩本：私は、何か変わった生徒だと友達からも先生からも見られていたようです。けれども小中学校が自由や自主性・個性を尊重し伸ばす教育方針だったので感謝しています。また私の場合はトランスジェンダーだけでも性的指向は女性なので、外見的には異性愛ですし、当時は1970年代ですので、LGBTの情報は皆無に近い状況でした。ですので、自分がトランスジェンダーであるとはっきり自覚したのは30代後半になってからですね。

私は関西出身ですけども、最近、地元の自治体がセクシュアル・マイノリティの支援資料として、卒業生で当事者の人に在学時のことをアンケートで尋ねた回答をもとにリーフレットを作り、教育委員会や現場の先生一人一人に配ったそうです。そうすると、アンケートに答えた当事者の出身校と年代を見て、「あの学校は私も勤めていたところだけど全然気付いてあげられなかった」とショックを受けた先生も随分いらしたと聞きました。子どもの方から先生に打ち明けるのは非常に大変なので、先生の方から打ち明



永野 靖 会員

けてもいいと思ってもらえるような雰囲気づくり、あるいは子どもへの話の中身も大事でしょう。いろいろな子どもたちの個性の一つとして温かく受け止めていただくと非常にありがたいです。

永野：私も中学、高校時代というのは1970年代になりますので、今とは随分状況が違うかとは思いますが。私もいわゆる思春期のころに、今思えば性的な関心は男性に向かっていたわけですが、なかなかそれに気付くことができませんでしたが、ある日ある出来事があって、自分のそういう性の在り方は同性愛なんだと自覚しました。当然私自身も同性愛は変態だとか異常だとか、そういう情報にさらされて生きてきていて、そういう偏見を内面化していますので、自分が同性愛者だと気付いたときには本当に足元が崩れ去っていくような衝撃だったですね。そういうふう気付いたところで、じゃあ、どこに情報があるかといったら、当時は何の情報もありませんし、自分以外のゲイとどこで出会ったらいいだろうということも全然分かりませんでしたし、学生時代は本当に孤立した状態でずっと過ごしていました。

思春期のころに自分がセクシュアル・マイノリティであると気が付いて、仲間を探そうというときに、今はインターネットという手段はありますけれども、ネットの情報は本当に玉石混交ですので、安全な出会いが保証されているとはまったく限らないと思います。実際にあんまりいい出会いができなくて、そこで大人から性暴力を受けたり、薬物を使うようになってしまったり、恐喝をされたりだとか、そのようなこともあります。学校教育の中でセクシュアル・マイノリティに関するきちっとした情報も与えられていませんし、安全な居場所というものが保証されているわけではないので、出会いを求めていったときに、非常に大きなリスクが待ち構えているという構造は、今でも残っていると思います。

メディアでの取り上げ方について

寺原：以前と比べると、メディアがLGBTを取り上げることも増えてきましたが、その取り上げ方は時にはLGBT市場はもうかるといったようなビジネス的な観点からだったり、あるいは、必ずしも正確な知識や理解に基づく内容ではなかったりすることがあります。また、テレビ番組などでLGBTを笑いの対象とする風潮はほぼ改まっていないと感じています。この点についてご意見をお願いします。

鳩貝：個人的には、ビジネス的な観点で取り上げることについては、世の中で取り上げられることによって存在しているんだということが最終的に当事者のもとにも届くということであれば、悪くないというふうに思います。基準としては、セクシュアリティに揺れている子どもや大人たちが見てポジティブに受け止められる報道であるならばいいなというふうに願います。

あと、レズビアンはお笑いの対象にすらならないんですね。レズビアン、バイセクシュアル女性とか、FtM*の方とか、いまだ顕在化が足りない人たちもいるので、そういう部分についてメディアの力というのは絶大だと思います。

岩本：これまでサービスを受けたいけれど受けられなかった人に同等のサービスを提供することは、公平なビジネスを行うということですから評価すべきです。けれども、ただ、もうけ狙いが主眼になってしまうと、やはり当事者から見て非常に違和感を覚えますし、当事者からも非当事者からも共感を呼べないのではないのでしょうか。どういうポリシーでやるのがこれからしっかり問われてくるのではないかと思います。

最近、福生市で殺人事件が起きて、「殺されたのは性転換した男性です」というニュースがいろいろ



コーディネーター
寺原真希子会員

なメディアから流されました。性転換という言葉が使われているということ自体、偏見がある、あるいは多様な性についての知識が乏しいということですし、マジョリティの側から見た奇妙な人であるといった視点が強くて、非常に残念です。セクシュアル・マイノリティに関しても、個人の特徴や属性について、対等の人間であるというリスペクトを持ち、プライバシーを尊重して報道してほしいと強くお願いしたいと思います。

永野：いわゆるビジネス的観点からセクシュアル・マイノリティを取り上げるときに、例えばゲイはファッションセンスが優れているとか、芸術的なセンスが優れているとか、そういう言い方で取り上げられることがあるんですね。それは一見するとポジティブなイメージで語られているようでもあるんですけども、実態としては、ゲイといったって別にファッションセンスのいい人も悪い人もいるので、特別に才能があるからだとか芸術的に優れているからセクシュアル・マイノリティが認められるという、そういうことではないんですね。性的指向の故に差別されてはいけない、ただそれだけの話であって、特別な才能があるから認めてくださいという話では全くないと思っています。

社会に対して求めることなど

寺原：普段感じていることや社会に対して求めることなどについてお話をいただければと思います。

鳩見：2015年末の『偽装の夫婦』というドラマはある現実を表していると思います。偽装結婚、友情結婚という在り方は、セクシュアル・マイノリティの存在とか生き方を認めないこの社会・職場とか、結婚を強いてくる家族とか、そういったものがあるから、当事者の若者が今でも事実とは異なる婚姻をしてカム

フラージュをして生きるということが本当に身近にも起きています。男女で結婚したカップルに子どもがいて、最近だと三世代が日本の本来の家族だみたいな。そういう固定した幻想に人を当てはめようとするような動きについては、やっぱりゆがんだ事象が起きてしまうので、これは間違いだと思います。

それから、ゲイ、バイセクシャル男性だと、例えばHIVの問題に関する調査でいろいろ知られるようになりましたよね。トランスジェンダーの人には特例法があったりということなんですけど、やっぱりレズビアン、バイセクシャル女性とか、FtX*のような、微妙なゾーンに関しては大規模な調査がないため実態がよく分からない。そこはしていかなきゃなということ強く感じます。

岩本：日本、特に地方にいと、なかなかLGBTが見えない、声がなかなか上がってこない。いないんじゃないか、何もなくていいんじゃないかと思いやすいんですね。でもそれは見えないからいないのでもないし、声を上げないからいないのではないのです。また、一方では、日本は歴史的に、同性愛に寛容だったとか、異性の服装をすることもしばしばあったとか、そういう例を挙げて、全然問題はないんだと短絡的に話をされる方もいます。けれども、では差別がないか、偏見がないかという、それはまったく違うのです。いろいろな人がいて、どういう人も自分らしさを大切にしていけるということ、そういう柔らかい社会であるということは、変化に対して柔軟に対応できる、むしろ力強い社会だと思うんですね。

それから、トランスジェンダーの中でもFtMとMtFではかなり状況は違ってきます。FtMについては、近年では手術を受けて性別変更して戸籍上も結婚した方がかなり増えてきて、ある程度キャリアを描くことも可能になっていますが、MtFの場合は、なかなかパートナーを見つけにくいということもあっ

て随分違います。それは社会の中でのジェンダーの問題の反映ですので、ジェンダーの問題の改善と歩調を合わせながら社会の扱いを解決していくことが必要だと強く感じています。

永野：若い世代でも自分の職場でカミングアウトをしているゲイというのはまだまだ少ないというのが現状です。やはり具体的なセクシュアル・マイノリティがごくごく日常的な職場だとか、学校だとか、身の回りにいるということが、セクシュアル・マイノリティの理解を進める上では非常に重要なところなんだろうと思っています。もっとも、カミングアウトはいじめや嫌がらせに遭うリスクを伴います。とすると、必要なのは、カミングアウトしやすい安全な環境をつくっていくことであり、そのためにはLGBT差別禁止法のような法律の整備をきちっとして、国や地方公共団体がその責務として性的指向や性自認を理由とする差別を解消し、困難を抱えている人を支援していくという枠組みをつくるのが重要だと考えます。例えば企業に対しては、国や都道府県がLGBT差別禁止法に基づいて研修等企業が講ずべき措置を定め、企業がそれを実施する。我が社はセクシュアル・マイノリティにフレンドリーだというメッセージを、企業の側が明示的に発信していくということが非常に重要で、そのことによって、その企業で働く当事者が、この会社だったらカミングアウトして大丈夫だろうということでカミングアウトをし、さらに周りの理解も進むという、そういう好循環がLGBT差別禁止法を起点として生み出されると思います。

弁護士に求めること

寺原：我々弁護士に求めることなどについて教えてください。

鳩貝：人権教育に力を入れていただきたいですね。当

事者の中に人権意識とか人権感覚のようなものをはぐくむような活動に手を貸していただきたいと思っています。それから、セクシュアリティをオープンにして肯定的な相談ができたり解決が図られたという経験談を増やしていきたいと思っていますので、ぜひ、東京であればすべての区やターミナルステーションには必ずあるぐらいの勢いで、相談しやすい相談場所をつくってってください。

岩本：問題が起きたときに救急車や医師の役割を果たしていただきたい。それだけでなく、問題が起きる前でも、学校においては、学校と子ども、あるいは親との間に立ち、労働者に対しては雇用主や企業との間に立って、アドバイザーであり、後見人であり、メディエーターであり、ファシリテーターの役割を果たしていただきたいですね。当事者同士ではなかなかうまく話ができない、あるいは誤解していて非常にこじれるということがしばしばありますので、そういうときに第三者的立場に立って、法律的・人権的な視点からかかりつけ医のようにアドバイスいただくということが非常に大切だと思います。

永野：この『LIBRA』を読んでいらっしゃる弁護士の皆さんにぜひ認識していただきたいのは、どの法律事務所にもセクシュアル・マイノリティはいる可能性があるということなんですね。ですので、例えば事務所の中でホモネタで笑うなどというのはもちろんやめていただきたいですし、異性を好きだと決めつけて「彼女はいるの」「彼氏がいるの」って聞くんじゃなくて、「恋人はいるの」という聞き方をするだけでも、この事務所はセクシュアル・マイノリティについてセンシティブだと当事者側は察しますので、そうすれば、このボスになら話してもいいなと思ってもらえるんじゃないかなと思います。

寺原：ありがとうございました。今日のお話を踏まえて活動を続けていきたいと思っています。

LGBT 基本用語解説

両性の平等に関する委員会 委員 千吉良 健一 (63期)

委員 上杉 崇子 (64期)

LGBT

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（身体や戸籍の性別に違和感があり、それとは異なる性別として生きたいと望む人）の頭文字を取った、性的指向及び性自認における少数者を表す。セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）とも言われる。

* 「ホモ」「レズ」「オカマ」は侮蔑的なニュアンスを持つため使用すべきではない。

性自認

生物学的性別にかかわらず、どの性に自分が属しているかという認識を指す。本人の意思で選んだり変えたりすることはできない。

性的指向

恋愛感情や性的興味を感じる対象が、異性、同性または両性のいずれに向かうかを示す概念。同性愛か異性愛かは生物学的性別ではなく、性自認の性別を基準とする。本人の意思で選んだり変えたりすることはできない。

性同一性障害

医学的な疾患名。生物学的性別と性自認による性別の不一致があることにより社会生活に支障のある状態。

性別違和

2013年改訂のアメリカ精神医学会発行の精神障害診断の手引き第5版（DSM-5）で、「性同一性障害」に代わり使用されている名称。割り当てられたジェンダーと自認するジェンダーに不一致を感じる等の状態。性別違和そのものは精神疾患ではないとされている。

性別適合手術

トランスジェンダーのうち生物学的性別に対して強い違和感・嫌悪感を抱く者に対し、内外性器の形状を性自認に合わせるために行う外科手術。「性転換手術」は「転換」の意が実態に合致しないため使用すべきではない。

FtM (Female to Male)

生物学的性別が女性で性自認が男性である人。

MtF (Male to Female)

生物学的性別が男性で性自認が女性である人。

Xジェンダー

性自認において女性・男性のいずれでもない、あるいは、いずれにも分類されたくないという立場。FtX（生物学的性別は女性であるが性自認としてXジェンダー）、MtX（生物学的性別は男性であるが性自認としてXジェンダー）等と用いられる。

カミングアウト

自己の性自認や性的指向を他者に明らかにすること。

アウティング

本人の了承を得ずにその者が公にしている性自認や性的指向を暴露すること。

ハッテン場（発展場）

主にゲイが性交渉の相手や恋愛対象を求めて集まる場所。サウナ、公園等様々な形態がある。ハッテン場と知らずに紛れ込んだ異性愛者や恐喝目当ての者との間でトラブルになるケースも少なからずある。

性分化疾患

染色体や生殖腺、内性器や外性器等の身体器官の分化・形成過程に何らかの異常があり、その結果、性に関わる器官の形状が非典型であったり、機能が不全となる疾患の総称。単一の疾患ではなく約70種類以上の様々な機序・症状の疾患群に対する包括的名称。医学的な疾患であり、性的指向及び性自認とは異なる概念であるため、セクシュアル・マイノリティにはあたらぬとの見解も有力。

注：各用語の使い方は人によって異なることがあり、本稿の解説内容は絶対的なものではありません。

弁護士のための LGBT 基礎講座

両性の平等に関する委員会 委員 上杉 崇子 (64 期)

1 性の多様性

「性」は多面的なものとして捉える必要がある。代表的なものとして①生物学的性別、②性自認、③性的指向の3つの側面がある(他に、ジェンダー「社会的性」がある)。LGBTはこの3つの側面を基準に分類される。

例えば、生物学的な性別が女性である人を基準にすると

- A ①生物学的性別:女 ②性自認:女 ③性的指向:男
→異性愛女性
- B ①生物学的性別:女 ②性自認:女 ③性的指向:女
→レズビアン
- C ①生物学的性別:女 ②性自認:男 ③性的指向:女
→FtM 異性愛者
- D ①生物学的性別:女 ②性自認:男 ③性的指向:男
→FtM ゲイ

しかし重要なのは①、②、③について男か女かは厳格に区別できるものではないことである。例えば、性自認(②)が男か女か決定できない人や決定したくない人も多くいる(これを「Xジェンダー」ということがある)。その意味で「性はグラデーション」とも言われている。

2 LGBTは性的指向及び性自認の多様性の一部である

(1) 同性愛は「異常」ではない

2015年末ころ、同性愛の可視化が進みつつある反動として、地方議会議員等から「同性愛は異常」との差別発言が続いた。しかし、異性愛も同性愛も性的指向における区別に過ぎない。同性愛は異性愛と比べて少数派ではあるものの、性的指向として「自然」なものである。

- 性的指向は自分で選択できるものではなく、性的な「趣味」とも異なる。異性愛者が異性愛を選択していないのと同様に、同性愛も選択の結果ではなく自然な態様である。
- 同性愛は病気ではない。精神医学の権威であるアメリカ精神医学会発行の精神障害診断の手引き(DSM)では、1973年に診断名として同性愛が削除され、1990年にWHO(世界保健機関)も同性愛が病気ではないことを確認した。
- 同性愛は生物学上も異常ではない。生物学上、同性愛行動をとる動物は人間以外にも人間に近い類人猿(ボノボやゴリラ等)を含め多く(約1500種)観察されている(参照:[LGBT法連合会]ホームページ <http://lgbtetc.jp>)。

(2) トランスジェンダー、性別違和、性同一性障害

本稿での「トランスジェンダー」は「性同一性障害」よりも広い概念である。「性同一性障害」は疾患名として用いられる。性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(性同一性障害特例法)により性別の取扱いの変更(戸籍上の性別記載の変更)を望む者は、同法の「性同一性障害者」に該当した上、その他の要件を満たす必要がある(12頁メモ①参照)。

他方、2013年改訂のアメリカ精神医学会発行の精神障害診断の手引き第5版(DSM-5)では、「性同一性障害」という診断名が消え、代わりに「性別違和」が登場した。言葉の言い換えにとどまらず、概念自体が変更されている。「性別違和」とは、割り当てられたジェンダーと自認するジェンダーに不一致を感じることや、割り当てられたジェンダーと反対あるいは異なるジェンダーになりたい欲求を持つこと等を意味する。そして、性別違和自体は精神疾患ではない、と明示された。

日本でも「障害」の語に違和感を持つトランスジェンダーも多く、「性別違和」が広まりつつある。

メモ①

性別の取扱いの変更(戸籍上の性別記載の変更)審判の要件

- ① 「性同一性障害者」であるとの診断があること(二人以上の専門医師によるもの)。
- ② 二十歳以上であること。
- ③ 現に婚姻をしていないこと。
- ④ 現に未成年の子がいないこと。
- ⑤ 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- ⑥ その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

トランスジェンダーの問題で留意すべきなのは、性別に関する違和感の程度と違和感への対処の仕方は、個人によって様々という点である。全てのトランスジェンダーが性別適合手術や性別の取扱いの変更を望むわけではなく、外観(服装や髪型)の工夫やホルモン療法等で対処可能な人も多い。一人一人のトランスジェンダーの「違和感」を尊重して柔軟に対応する必要がある。

尚、このことに関連して、性同一性障害特例法が性別適合手術を性別の取扱い変更の要件としているのは、要件として厳し過ぎ、実態にそぐわないとの批判がある。

(3) LGBTは「人権」の問題である

LGBTに対しては、偏見ゆえに世界中で過酷な差別(暴力や刑事罰の対象等)が続けられてきた。近年、欧米諸国を中心に、いわゆる「同性婚」の法制化が広がり差別解消が進みつつある。しかし、主にアフリカ、中東やロシアでは、刑事罰(死刑を含む)の対象となる等の深刻な差別が継続している。日本では刑事罰の対象といった差別はないものの、同性愛者を包摂した国レベルの法制度は一切ないという差別的事態が続いている。そのため日本は国連から再三、LGBTに関する人権施策を整備するよう勧告を受けている。

LGBTに対する差別を解消すべく、国連は、2011年6月、「人権と性的指向と性別自認」の決議を採択し、LGBTに対する差別に重大な懸念を表明した。この決議には日本政府も賛同している。

3 日本ではカミングアウトしているLGBTが極めて少ない

LGBTは、どの時代、どの地域でも人口の一定数

を占める存在である。株式会社電通による69,989人を対象とした調査(2015年)では、7.6%がLGBTを自認するとの結果が出た。13人に1人がLGBTというデータは学校のクラスや職場にほぼ必ずLGBTの人がいることを示すものであるが、「私の家族・友達・知人にはいない」と答える人が多いのが実情である。これは、多くのLGBTの人々が自らの性的指向及び性自認を隠して生きざるをえない状況にあるからである。

4 なぜカミングアウトしない・できないのか

日本社会には、LGBTに対する偏見・差別が日常生活のいたるところに残っているため、LGBTの多くは自らの性的指向及び性自認を明らかにするのをためらう傾向にある。

- 「ホモネタ・レズネタ」が笑いのネタとして公然となされる。これは、ジェンダー規範的に見て従来の女性像・男性像からはみ出ている人(例えば、物腰の柔らかな男性や短髪・パンツルックで化粧をしない女性)を「ホモ」「レズ」「オカマ」など侮蔑的にからかうことや、同性同士の恋愛を「気持ち悪い」「異常」などと嫌悪・嘲笑することである。「仕草が女っぽくてホモみたい」「結婚しない理由はレズ(ホモ)なんじゃないか(笑)」等。
- LGBTの肯定的なロールモデルがメディアにも身近にもいない。例えば、テレビは一日中「異性愛中心」の放送である。ドラマは異性愛前提、恋人についての質問は本人と反対の性を前提に「彼氏(彼女)はいるんですか?」「異性愛中心」の話題は、家庭や学校、友人においても当然にある。また、

メモ②

「同性婚」と憲法24条1項

憲法24条1項の「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し」の部分は、明治憲法では、婚姻の成立に戸主の同意が必要とされ当事者の合意だけでは婚姻できなかったこと、及び、社会的にも家庭内でも女性の地位が著しく低かったことを反省し、婚姻における男女平等と個人の尊重を定めたものである。この趣旨からすれば、憲法24条1項が同性同士の婚姻を禁止していると読むことはおよそできない。

選択的夫婦別姓を求める訴訟の2015年12月16日最高裁大法廷判決においても、憲法24条1項の趣旨について「婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについては、当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきである」という趣旨を明らかにしたものと解されるとし、婚姻を男女間のみで成立させる趣旨のものとは解していない。

LGBTの親の多くは性的多数者である点が民族差別等と異なる点である。LGBTは親にも受け入れられにくく、家庭内でも孤独の場合が多い。

- 同性愛者は異性愛者が当然利用できる法制度や社会サービスを利用できないことが多い。同性愛者を想定・包摂した国レベルの法制度が一切なく、例えば、婚姻できない、婚姻に伴う相続制度を利用できない、DV防止法の保護命令制度や家事調停を利用できない可能性が高い。民間サービスも似た状況であり、例えば、住宅ローンの「ペアローン」等を利用できない。もっとも近時、同性愛者を包摂した施策を整備する地方自治体*1や民間企業が増えつつあり、今後が期待される。
- このような現状のため、カミングアウトして生活をすることにポジティブなイメージを持つことができない。自分も笑いや嫌悪の対象として扱われるとの恐れが強い。
- 結局カミングアウトせず、LGBTではない自分とLGBTである自分という二重生活を余儀なくされている人が多い。社会的地位の問題から、ゲイとレズビアンが「友情（偽装）結婚」をする例も少なからずある。

日本にはLGBT差別はない、LGBTに寛容、と言われることがある。しかし、多くのLGBTがカミングアウトできない現状は、日本にもLGBTに対する差別があることを示すものである。日本におけるLGBT差別は、無自覚ゆえに根が深い面もあるかもしれない。

5 LGBTの法的アクセス障害

以上のような社会的状況から、LGBTの人は法的問題を抱えていても、弁護士にも偏見を持って対応されることを恐れ、法律相談を躊躇する傾向にある。法律相談の際、勇気を振り絞ってカミングアウトしたところ、弁護士に無理解な態度をとられて失望したというケースも少なからず報告されている。

6 LGBT相談に対する弁護士の心構え

- LGBTは異性愛かつ性別違和のない人と同等に尊重される存在であること（気の毒な人、変わり者ではないこと）
- 差別や偏見を恐れ、個人の尊厳にとって重要な事柄である性的指向や性自認をカミングアウトするのが困難な人が多く、生きづらさを抱えている場合が多いこと（主観的な困難）
- 異性愛かつ性別違和のない人が当然に利用できる法的サービス、社会的サービスを受けることができず困っている場合が多いこと（客観的な困難）

これらを念頭に置いて相談者に向き合えば、LGBTの法律相談は特別難しいものではない。

さらに言えば「性は多様である」という考え方に立つと、LGBTが直面する問題は、異性愛も含めたあらゆる「性」（性的指向、性自認、ジェンダー）に関するあり方の問題だという捉え方ができる。皆が、LGBTに関する問題は、他人事ではなく、自分も当事者なのだと思えることができれば、社会の「性」に関する生きづらさ解消に繋がるはずである。

*1：東京都渋谷区及び世田谷区の同性パートナーシップ承認制度（婚姻のような法的拘束力はない）等

LGBT 法律相談ケーススタディ

～弁護士としていつ相談されてもおかしくない事例～

両性の平等に関する委員会 委員 仲村 諒 (63期)
委員 谷田 和樹 (66期)
研修員 金城 美江 (67期)

Q 私たちは10年間付き合っている同性カップルで、マンションを一緒に購入したいと考えています。ローンは2人で支払う予定ですし、当然、2人の共有名義にしたいと考えているのですが、異性カップルと異なる注意点が何かあるのでしょうか。

A 登記名義、住宅ローン及び税金の各点について、異性カップルと異なる問題が生じ得ますので、以下の点に留意してアドバイスすると良いでしょう。

(1) 住宅ローンを組む場合

法律婚をしている異性カップル(夫婦)の場合と異なり、双方の収入を合算して住宅ローンを組むことは断られる可能性が高く、一方の収入をもとに単独で住宅ローンを組むことになります。このように一方が住宅ローンを組むが、2人で一緒に住宅ローンを返済していく場合は、内部的な負担関係について公正証書を作成する等して、当事者の権利を明確にしておくことが望ましいでしょう。また、ローン名義人でない当事者が出捐した金額の証拠(他方パートナーへの振込みの記録等)も残しておく方が望ましいでしょう。

住宅ローンを組むのは一方だが、他方のパートナーも事実上住宅ローンを一緒に返済する場合、厳密にはローン名義人ではない当事者からローン名義人に対する贈与に該当し、年間の支払額が110万円を超える場合には住宅ローン名義人に贈与税が課税される可能性があります。

(2) 名義人が死亡した場合

まずは法定相続人が不動産を相続することになるため、建物の名義人でないパートナーがそのまま居住するためには、名義人の親族と予め協議しておくか、名義人でないパートナーが不動産を取得できるように公正証書遺言等を作成しておくことになります。法定相続人ではない同性パートナーが相続する場合でも、相続税が発生することがあるので、不動産の価値等にも十分に注意して、公正証書遺言等の内容を検討する必要があります。同性パートナーの場合、配偶者控除

の対象とはならず(事実婚の異性パートナーも対象外。相続税基本通達第19-2-2)、また、通常の相続税の2割が加算される(相続税法18条)ことにも注意が必要です。

Q 私が死んだとき、20年以上連れ添った同性パートナーに財産を残したいと考えています。私には子どもはなく、両親や兄弟姉妹は健在ですが、パートナーにできる限りのものを残したいのです。遺言書作成は遺留分などのハードルがあると聞いたので、手取り早く養子縁組で親子になってしまいたいと考えています。養子縁組に何か注意点やデメリットはあるのでしょうか。

A 養子縁組の要件、具体的には「縁組意思の合致」「縁組障害の不存在」を満たささえすれば、養子縁組すること自体は可能です。しかし、養親子関係は、同性パートナー関係という実態と異なるので、以下の点をアドバイスすべきです。

(1) 手続上の注意点

養子縁組届は不備がない限り原則受理しなければならないとされていますが、同性パートナーが養子縁組届を提出する際、養子縁組をする理由を詮索された例があります。また、縁組意思がない虚偽の養子縁組であると疑われる届出について市区町村長から管轄の法務局長等への照会、調査等が行われることがあります(平成22年12月27日法務省民事局通達)。もっとも、ここで例示されているのは過去に縁組・離縁が短期間に複数回行われている場合等であり、直ちに同性婚を目的とした養子縁組が対象となるとは限りません。

また、養親または養子が外国人の場合、養子縁組は、縁組の当時における養親となるべき者の本国法によりますが、養子となるべき者の本国法の保護要件も満たさなければならないとされています(通則法31条)。

(2) 縁組の効果等に関する注意点

普通養子縁組では実親子関係は終了しないため、

相続の際に実親子との間で相続問題が起こる可能性があり、また、その際、養子縁組無効確認の訴えが起こされる可能性もあります（特に亡くなったパートナーがカミングアウトしておらず、死後、実親等に同性愛関係を知られた場合、感情的なもつれから訴訟等が起こされることは十分想定されるでしょう）。もっとも、無効事由の一つである縁組意思（民法802条1項）の不存在については、主として相続や扶養などの財産的関係を築くことを目的としていても、それ以外に親子としての人間関係、精神的つながりを築く意思があるときは縁組意思を認める裁判例も存在するので、争われた場合でも、養子縁組意思が必ず否定されるとは限りません（最判昭和38年12月20日、大阪高判平成21年5月15日）。

相互の親族との間にも法的な親族関係が生じますので（民法727条）、扶助、扶養義務（民法730、877条）が生じます。

さらに、養子縁組後、同性婚が可能になった場合、現行法では養親子関係にあった者は離縁後も婚姻はできないことになっていますので（民法736条）、将来、同性婚が法的に認められたときに婚姻できない可能性が生じます。もっとも、同性婚を認める立法の過程で同時に解決される可能性もあります。

以上のような弊害が生じる可能性も十分に考慮した上で、ご検討ください。場合によっては、養子縁組ではなく、ご両親の3分の1の遺留分（民法1028条）を除く財産を、パートナーの方に遺贈する旨の遺言書作成も考慮すべきでしょう。

Q 薬物事件で起訴された被告人が、ゲイであり、薬物使用の動機がセックスドラッグというものでした。本人はカミングアウトしておらず、裁判を通じて、ゲイであることが同僚や家族に知られることを恐れています。このような場合、どのような点に注意して弁護活動をすべきでしょうか。薬物依存に陥っている場合、どのようにアドバイスをすべきでしょうか。

A (1) 裁判上の配慮

セックスドラッグとして薬物を使用することは異性愛者間にもみられ、被告人がゲイであること自体が問題ではありません。

その上で、性的指向について、傍聴人等に知られないように弁護活動をすることが必要です。被告人の性的指向に殊更言及した供述証拠は不同意にする、証拠調べで該当部分の読上げを行わないよう求める、事情を知らない情状証人に性的指向が知られないよう書面の提出をもって証言に代える等が考えられます。

(2) 逮捕・取調べに際してのアドバイス

逮捕・勾留中の取調べにおいては、性的指向についての質問に対して黙秘することができます。また、捜査機関から性的指向を理由とする差別的な取扱いや暴言があったときには、しかるべき方法で抗議すべきです。

(3) 薬物依存からの脱出に向けての活動

同性愛者の薬物依存の場合、異性愛者の場合と問題点異なる使用の端緒（自己肯定感が得られず不安を取り除くため等）が存在することがあるので、依存の経緯等を確認した上で適切な自助グループを紹介することが考えられます。

Q 私はゲイですが、先日、付き合っていた恋人に別れを告げました。しかし、恋人は別れるのであれば、私の職場や家族にゲイであることをばらすと言ってきました。私は周囲にはゲイであることは伝えておらず、ゲイだと知られたら、これまで築き上げてきた人間関係が壊れてしまうかもしれません。恋人とは別れたいのですが、どうすればいいでしょうか。

A いわゆるアウティング（10頁「LGBT基本用語解説」参照）の事案です。アウティングは、刑事上、脅迫罪（刑法222条）等に該当する可能性がありますし、民事上も、不法行為（民法709条）に該当するものです。

アウトティングされる本人は、このような場合パニックに陥っていることが多く、同性愛者であることを自分自身肯定的に捉えておらず、自身では毅然とした対応を取ることが困難な場合も多くあります。また、一旦家族に知られてしまうとその後被害回復がしづらいため、できるだけ早期に対応する必要があります。

このようなケースでは、弁護士が介入すると次第に相手方からの連絡がなくなることが多いので、積極的に弁護士が介入すべきです。

弁護士から、①相手方の行為の法律上の問題点の指摘、②本人、家族及び職場等関係先へ連絡しないことの要請、③違反した場合に法的手続(刑事告訴、損害賠償請求訴訟等)を取ることの警告、④連絡は代理人弁護士宛てにすること等の通知等を行うことが肝要です。

相手方の住所がわかっている場合は通知書を送付する方法でもよいですが、相手方に対するアウトティングとならないように配慮しましょう(本人限定受取の内容証明郵便にする等)。

実際していても、相手方の住所を知らないケースもあります。その場合には本人のメールやSNSのアカウント等を利用して通知をし、通知後即座に着信等を拒否する設定にして、本人に連絡が入らないようにすることが大切です。

Q 私はレズビアンでパートナーと同居していますが、会社で上司から度々「なぜ結婚しないのか」「同性愛者じゃないのか」と言われ、傷ついています。カミングアウトすることも考えていますが、昇進できないのではないかと、解雇されるのではないかと心配です。本当は、他の既婚社員同様、家族手当等も受け取って普通に暮らしたいと思っています。

A (1) セクシュアル・ハラスメント

同性愛者に対するものに限らず、性的指向や性的経験(恋愛経験も含む)、結婚の予定等を会社

または上司個人が尋ねること自体がセクシュアル・ハラスメントであり、態様によっては不法行為として慰謝料請求の対象となります。弁護士から会社に対して通知書を出す、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律上の措置(労働局長の助言・指導・勧告、紛争調整委員会の調停、労働大臣による企業名の公表)を求める、上司個人の不法行為責任または会社の使用者責任について訴訟や労働審判で争うこと等も考えられます。ただし、弁護士の介入が結果的に意に沿わないカミングアウトとならないよう、通知書の内容には細心の注意が必要です。

男性労働者が男性上司らからいじめを受けて自殺したという事案で、いじめの態様の一つとして、女性経験がないことをからかう等した言動を認定し、他の言動と合わせて不法行為の成立を認めた裁判例(川崎市水道局事件・横浜地裁川崎支判平成14年6月27日、東京高判平成15年3月25日)もあります。

セクシュアル・ハラスメントに関する指針(平成18年厚生労働省告示第615号:事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針)が平成25年に改正、平成26年7月1日に施行され、職場におけるセクシュアル・ハラスメントには、同性に対するセクシュアル・ハラスメントも含むことが明示されています。

(2) 昇進等における差別的取扱い

同性愛者であることと職務遂行能力との関連性がないため、それ自体を理由とする差別的待遇は許されず、通常の労働事件同様、争うことができます。

もっとも、同性愛者であることを理由とする待遇であるかどうかは、表立って明らかにされないことがほとんどでしょうから、同性愛者は同期の異性愛者に比べて昇進が遅いことや配置の不利益を受けていること、同性愛者のみが人事評価が低いことなど、具体的なデータを元に争うことになるでしょう。

(3) 同性カップルと職場の家族手当

現状では法的な義務づけは難しいですが、会社と

交渉することを勧めます。東京都渋谷区の「パートナーシップ証明」や世田谷区の「パートナーシップ宣誓書」があれば、交渉が容易になる可能性もあります。

Q 私はトランスジェンダーです。性別により制服が異なる職場で働いていますが、自認する性別に合わせた制服を着たいと思っています。どうすればいいでしょうか。

A まずは、会社と話し合い、自認する性別に合った制服を着たいと申告することになります。それに対して会社が戸籍上の性別の制服を着用するように命令を出したり、それに従わなかったことによって解雇や降格などの不利益処分を行った場合は、地位確認の訴えを提起したり、労働審判の申立をするという方法で争うことも可能です。

法的な手続に至った場合、ライフスタイルの自己決定権と企業側の有する秩序維持の必要のバランスをとることが求められます。

まず、性別により服装を分類すること自体について、それが業務遂行上の必要性・合理性を伴うものかどうかという観点から判断されます。

次に、性別により服装を分類すること自体は認められる場合、従業員が自認する性別の服装を着用することが認められるかどうか、という問題になります。

裁判例（S社（性同一性障害解雇）事件・東京地判平成14年6月20日）では、MtFの従業員に対し、女性の容姿で就労しないように使用者が求めた服務命令を、社内外への悪影響を憂慮し当面の混乱を避けるためになされたものと認めた一方で、懲戒事由に相当するかについては、①原告（MtFの従業員）が女性の容姿での就労を求めることは理由がある、②被告（使用者）の社内における、原告に対する違和感や嫌悪感は、原告の事情を認識し理解するよう社内で図ることによって、緩和する余地がある、③にもかかわらず、そのような姿勢を有していたとは認められ

ない、④被告の取引先や顧客が抱くおそれのある違和感や嫌悪感については、業務上著しい支障をきたすおそれがあるとは認められない、⑤原告の事情を踏まえた適切な配慮をした場合であったとしても、それでもなお原告の女性容姿での就労が企業秩序や業務遂行に著しい支障をきたすとは認められないとして、女性の容姿で入社したことが懲戒解雇に相当するほどの悪質な企業秩序違反とは認められないとしました。

この裁判例がどのような職種、事業内容、所属にもあてはまるとは言えないものの、トランスジェンダーの中には、自認する性別に応じた服装をすることは人格的生存にとって不可欠と感じている方もいるので、自認する性別に合わせた制服を着たいとの申し出が当事者から出たとき、使用者側が無配慮でいることはやはり許されないことが多いのではないかと考えられます。

相談を受けた際は、どのような会社で、どのような部署に配属されているのか、社内でどのような地位についているのか、会社や取引先の中で何か具体的な影響が出ているのか、その影響について会社が何か配慮をしているのか等を聞き取り、そのうえで最大限の配慮を求めるように会社と協議すべきです。

なお、MtFの経産省職員が、戸籍を変更しなければ女性用トイレの通常使用等を認めないとした同省の対応に関して、国に対して処遇改善と損害賠償を求め訴えた事案が、本稿執筆時点で、東京地方裁判所において審理中です。同裁判の結果も実務に大きな影響を及ぼすと予想されます。

会社側としては、まずは誰かがトランスジェンダーを含めLGBTの相談窓口となる必要があります。制服、トイレ等本人が何に支障を感じているのか、会社が対応可能なのは何か、会社内のどの範囲（受付窓口のみ、所属部内のみ等）で打ち明けたいのか等、本人と話し合っていくとよいでしょう。ハラスメント防止規程等にLGBTに関する明記も、人事部担当者

がLGBT研修を受講するなどして、今後は会社側も理解を示す姿勢が求められています。

Q 私はトランスジェンダーなのですが、性別適合手術を受けておらず、戸籍の性別も変更していません。日常生活上、性別を記載する機会が多々ありますが、自分の認識する性別を記載しても問題ないでしょうか。また、公的な書類には戸籍上の性別が記載されていますが、私としてはやはり違和感を覚えます。それをどうにかすることはできませんか。

A 日常生活では、様々な場面で性別を記載することがあります。単に性別の項目が設けられている場合もあれば、性別が重要な要素になる場合もあるので、ケースバイケースです。

性別については、身体の性別と心の性別があるので、性自認に基づく性別を記載することが、直ちに虚偽とは言えないでしょうが、まずは相手方にどのような趣旨で性別の記載を求められているのかを確認した方がよいでしょう。

国民健康保険証については、身体の性別に沿って、かかりやすい病気・特有の病気があること等から、厚生労働省は戸籍上の性別の記載以外は認めない方針を採っています。

もっとも、平成24年9月21日付厚労省の事務連絡「国民健康保険被保険者証の性別表記について(回答)」において、「被保険者から被保険者証の表面に戸籍上の性別を記載してほしくない旨の申し出があり、やむを得ない理由があると保険者が判断した場合は、裏面を含む被保険者証全体として、戸籍上の性別が保険医療機関等で容易に確認できるよう配慮すれば、保険者の判断によって、被保険者証における性別の表記方法を工夫しても差し支えありません。例えば、被保険者証の表面の性別欄は「裏面参照」と記載し、裏面の備考欄に「戸籍上の性別は男(又は女)」と記載すること等が考えられます」との

回答があったことから、保険者に対し、記載の配慮を求めることにより、性別の表面記載を回避することが可能です。

その他によく問題として挙がるのは履歴書です。自認する性別を記載すれば、経歴詐称と同様に扱われる恐れがありますし、一方で、当初からトランスジェンダーであることを説明した上で応募すると、トランスジェンダーであることを理由として不採用とされる恐れもあります(その際、企業はトランスジェンダーであることを理由とする不採用とは説明しないと思いますが)。

いずれの場合でも、性別が職務の遂行にあたって重要でない場合には、性別又は社会的身分による不当な差別に該当する可能性があり、許されるものではありません。経歴詐称が懲戒解雇事由にあたるか争われた裁判例では、当該経歴詐称が業務遂行や企業秩序維持を困難にするような性質・程度のものかどうかで懲戒解雇事由の有無を判断していることから(炭研精工事件・東京高判平成3年2月20日)、トランスジェンダーであることのみを理由として解雇することはできないケースが多いでしょう。

他方で、履歴書に戸籍上の性別を記載して、面接に行くときと見た目が戸籍上の性別と異なっていることに驚く面接官もいると考えられます。そのため、必ずしも戸籍上の性別を履歴書に書く方が良いと勧めることもできません。

無理にトランスジェンダーであることをカミングアウトする必要はないですが、履歴書にいずれの性別を記載するにせよ、長く働くことになる職場であれば、理解を得られるように説明するという方法も考えられます。

戸籍上の性別を記載すればよいか、自認する性別を記載すればよいかについて明確な答えはありません。性別の記載が求められている趣旨や、本人の意向、相手方のトランスジェンダーに対する認識等、様々な点を考慮して、判断せざるをえないでしょう。

LGBT の先駆的訴訟『府中青年の家事件』 弁護団長・中川重徳会員インタビュー

中川会員は、日本で初めて同性愛者の人権が正面から争われた裁判である「府中青年の家事件」（第一審：東京地裁平成6年3月30日判決，控訴審：東京高裁平成9年9月16日判決）の原告ら弁護団長であり，事件後もセクシュアル・マイノリティの人権問題に携われ，現在は，いわゆるパートナーシップ証明の制度が施行されたばかりの渋谷区で男女平等・多様性社会推進会議の委員としても活躍されています。セクシュアル・マイノリティに対する法的サポートの先駆者である中川会員に，お話を伺いました。

聞き手・構成：両性の平等に関する委員会 委員 片岡 麻衣 (64 期)
委員 小沼 千夏 (66 期)



中川 重徳 会員 (40 期)

* 府中青年の家事件

同性愛者相互のネットワークづくり等を目的として活動していた「動くゲイとレズビアン会」(通称：アカー)という団体が，平成2年2月に東京都府中青年の家で勉強会合宿を行っていたところ，他の利用者から，同性愛者の団体であることを理由にいやがらせを受けた。アカーは青年の家側に対応を求める一方，同年5月にも再度宿泊使用をしたいと申し込んだが，同年4月，東京都教育委員会は，同性愛者による青年の家の宿泊使用は，都青年の家条例8条1号にいう「秩序をみだすおそれがあると認めるとき」等に該当するとし，アカーの宿泊使用申込を不承認とする処分を下した。同処分の具体的理由として，東京都は「青年の家ではいかなる場合でも男女が同室で宿泊することを認めていないが，同性愛者の場合は同性間で性的関心が生じるのだから，異性愛者の場合と同様，複数の同性愛者が同室に宿泊することを認めるわけにはいかない」等と説明した。これに対し，アカー側が同処分は憲法21条，26条等に違反するとして国家賠償請求訴訟を提起したところ，第一審判決，控訴審判決とも，東京都による不承認処分の違法性を認めた。

— 「府中青年の家事件」は憲法判例百選にも掲載されている著名な判例ですが，受任のきっかけは。

きっかけは，中学，高校，大学と一緒だった同級生が，平成2年の2月に嫌がらせ事件が起きた合宿にアカーのメンバーとして参加していて，アカーが東京都と交渉している最中に，彼から「大変なことが起きている」と相談の電話をもらったことです。それで話を聞いて，もうこれは弁護士としてはやるしかない，という気持ちでした。

— 受任された当初は，事件についてどのような見通しをお持ちでしたか。

最初は，青年の家というのは地方自治法上の公の施設だから，利用者に対して差別的な取扱いをしちゃ

いけないし，正当な理由がないと利用を拒絶できない，アカーの活動や同性愛について正しい情報を伝えれば，さすがに教育委員会は拒絶できないだろうと僕は思っていたんです。ところが，その思い込みに反して不承認処分が出た。それで意気消沈していたら，アカーの中心メンバーに「いや，中川さん，世の中はこんなものです。でも絶対このままにしませんから」と言われて。それで，自分はただおめでたいだけだった，この人たちは腹の据わり方が違うなというのを思い知らされました。

— 訴訟提起は不承認処分の約10か月後である平成3年の2月ですが，10か月間，どんな検討，準備をされたのでしょうか。

弁護士がやれることとしては、もう裁判しかないわけですが、アカーのメンバーたちは、それぞれが親との関係とか、裁判をやることで自分たちの生活はどんなっちゃうんだろうとか、いろいろな悩みを抱えながら丁寧に話し合いをして、裁判をやる方針が決まったのは平成2年6月でした。

それから、東京都のいう男女別室ルールについて裁判官をどう説得するか、弁護士も考えたし、アカーのメンバーとも何度も何度も話し合いました。東京都は、「同性愛者というのは同性同士で性的意識が向き合いですね、じゃあ男女と同じで同室はダメですね」という論理を考え出していた。この論理には裁判官もやっぱりうなっちゃうだろうと。絶対おかしいとは思いますが、本当に論破できるかというとなかなか手ごわいなということで、どう訴状に書くべきか大いに悩みました。当時は、性的指向を理由とする差別的扱いについて参考文献を探しても外国のことを紹介したものしかなくて、直接日本の裁判所で役に立ちそうなものはなかなかなかったんです。

で、最初は、男女のルールについて同性愛者に類推適用するというけど、まず類推の基礎になる男性、女性を分けるというルールも絶対ではないでしょう、そもそも何でトイレや風呂は男女別なのかとか、そんな理屈を一生懸命考えていた。だけど、その考え方はアカーのメンバーから批判されました。「法律的にどうなのかは別として、僕らは、日本で初めて同性愛者の人権を真正面から問う裁判を、大変な覚悟をしてやろうとしているんです。その僕らの裁判で、何で異性愛者のトイレの話延々しないといけないのか。何か違うんじゃないか」と言われて、なるほど、確かにそうだと思って、また振出しに戻って議論して。

それで、平成2年の10月頃かな。男女のルールがどうこうということではなくて、複数の同性愛者が青

年の家で同室に泊まるとどういふ不都合があるのか、その不都合と青年の家を利用する権利の重要性と、端的にそれを比較衡量すべきじゃないかと。その不都合の大きさとか蓋然性というのが、僕らの利用権を一切否定しないとイケないほどのものなのか、そこを問わなきゃいけないというところによやくたどりつきました。同性愛者の場合は、一緒の部屋になって性行為をされたら困るということだけを徹底しちゃうと、利用権そのものが否定されてしまう。そこに異性愛者とは大きな利益状況の違いがあるのに、性意識が向き合うのは同じと言って同性愛者の問題を異性愛男女に置き換えちゃうと、それがいかにも当たり前のように見えてしまう。だけどそれは違う、男女別室ルールというのは煙幕に過ぎないんだと、みんなでそんな議論をして、それで訴状を書いたんです。

——平成6年の東京地裁判決で勝訴した要因は、どんなことにあったとお考えですか。

勝った要因は3つあると思います。訴訟を準備する中でみんなで時間をかけて議論をしたおかげで、訴訟提起の段階で、同性愛者の利用による不都合がどの程度のもので、より制限的でない解決があるのかなのか、それを東京都の方できちんと主張すべきだという問題意識が固まっていた。裁判所もそれに乗ってくれて、東京都に対して、その点を主張・立証しなさいよと書面で求釈明を出してくれたんですね。東京都は初めから男女別室ルールしか考えてないから、同性愛者が同じ部屋に泊まっていると、性行為をするかどうかは分からないけど、するんじゃないかと子どもが想像して大変なことになるとか、何だか訳の分からないことしか結局言えなくなって。そこがまず1つ。

それから、アカーのメンバー3名が個人としても原告になって、意見陳述や本人尋問で、積極的に自分

たちの姿を見せながら、同性愛に気付いた時の孤立や、学校や職場での生きづらさについて語っていった。裁判官もそういう話を聞くのは、初めてだったんじゃないでしょうか。僕らは、性的少数者がどこにでもいるんだということや社会的な差別の現実を、裁判官に実感として分かってもらうことに徹底してこだわりました。傍聴席にもものすごい人数がそれこそ全国から来て、そういうところで裁判官に伝わるものってすごくあったと思うんですね。

もう1つは尋問で、こちらの証人になってくれたトム・アミアーンさん（当時のアメリカ・サンフランシスコの教育委員長。ゲイであることをオープンにし、同市における教育現場でのセクシュアル・マイノリティの人権擁護の礎を築いた人物）の尋問が非常に大きかったですね。彼は、最初から「お前たちと一緒にしたらセックスをするかもしれないから一緒にしない」なんて、それは教育じゃない、性的行為がだめというなら、ペナルティーをちゃんと伝えた上で、ルールを守らせる機会を与える、それが教育だと。だから、東京都教育委員会のような、こんな人を信用しないやり方で、複数の同性愛者は一緒に泊まれないということ自体が教育的だとは到底思えないという話をしてくれたんです。裁判官もうなずいて聞いていました。

——平成9年の控訴審でも勝訴判決を得られました。

第一審でも証拠を出していたんですが、当時全国に300くらいあった青年の家の多くが、利用者の減少を食い止めるために家族同室での宿泊を認めていて、複数家族での宿泊もできるようになっているところもあった。部屋割りなんて自由で。控訴審ではさらに、自分たちで泊まりに行っちゃえとかと言って、異性愛の男女、同性愛者の男女、いろいろな組み合わせにして宿泊しに行って、写真や領収書を提出したりしました。それから、文部省の「生徒の問題行動に関する

基礎資料」で同性愛が性非行と位置付けられていたり、「イミダス」なんかの同性愛に関する差別的な記述も、DSM（アメリカ精神医学会による精神障害診断の手引き。1973年のDSM-II第7版より、診断名から「同性愛」を削除）やICD（WHO（世界保健機関）による国際疾病分類。1990年のICD-10採択時に「同性愛はいかなる意味でも治療の対象とはならない」旨明記された）ではこうなっているぞというのを突きつけていって、裁判をやりながら変えていった。1つ崩れると、どんどん変わってゆくというのも面白かったですね。

——中川さんは、この事件からどんなものを得たとお考えですか。

アメリカへのリサーチ・ツアーでマット・コールズという弁護士（後のアメリカ自由人権協会（ACLU）レズビアン&ゲイ人権プロジェクトリーダー）から「この裁判は、10年前、20年前に俺たちがやっていたのとまったく同じだ。絶対に、今やっていることが将来大きな流れになる。だからがんばれ」と言って励まされたことが忘れられません。日本でも、角田由紀子さん、二宮周平さんや棚村政行さんが一生懸命応援してくれた。法律家というのはこういうところでつながれるんだということがうれしかったです。

それに、当時10代、20代のアカーのメンバーが、自分たちの未来を自分たちで切り拓こう、そのために社会を変えていこうと頑張っていて、そういう人たちと本気で一緒に仕事ができるとどれほど楽しいかということを感じられたことも大きい。あるメンバーは、提訴の当日、「裁判を起こしたというニュースがNHKで流れれば、地方で孤立している同性愛者も見ますよね、これがやりたかったんですよ」と言っていた。あなたと同じ同性愛者がここにいる、あなたは1人じゃないよというのを全国津々浦々に知らせたいと。そう

いう気持ちでやっている人たちと、弁護士になりたての数年間を頑張ったというのは、本当に幸せな体験をしたと思う。何かうまくいかないことがあったりすると、でも自分はあの裁判をやったじゃないかと、勝ったとか何とかというよりも、あの裁判を頑張ったじゃないかということを思ったりとか。そういう意味では何か自信というのであればですけど、このことが弁護士を続けていくための力になっています。

—平成27年11月、同性カップルのパートナーシップ証明制度が渋谷区と世田谷区で始まりました。このことに関しては、どのように評価をされていますか。

やっぱり画期的なことで、行政が、私たちの社会には同性カップルがいて、困難を抱えているんだということを理解して、それに取り組むんだということを公にしたという意味で非常に大きな一歩だと思います。現時点では婚姻にくっついているような法的メリットのパッケージはないけれども、2人の関係を社会的に祝福する、承認するという、すべての人が「個人として尊重される」という憲法13条につながる意味があるわけです。あのカップルが、私の友達のあの2人がというふうに、社会的に見える存在がだんだん増えていけば、それによって人々の意識も変わり、さらに制度も充実し、同性婚の実現にもつながる。だから、自治体の取り組みがカップルの問題に限らずこれからどんどん広がっていけばいいなと思っています。

—最後に、セクシュアル・マイノリティの法律問題に触れたことがないという弁護士に、伝えたいことはありますか。

法律家として、何か特殊な知識や経験が必要な分野というわけではないんです。弁護士が日々の業務の中で得た法的なノウハウや経験を存分に生かしていた

だけ。性的指向とか性自認とか、セクシュアリティのことについても、最低限の知識は以前に比べたら簡単に手に入りますし、弁護士会にも委員会があります。

ただ、私たちの社会が、その仕組みも常識も、すべて人は「異性を好きになる」「所与の性別と性自認が一致する」という前提で成り立っていて、そこからみ出す人は差別されたり嘲笑される、そういう中でいろいろな生きづらさを負わされているという現実を認識しておく必要があります。世相を反映して雇用や貧困も大きな問題です。そういう背景をふまえて、一人一人置かれている状況とか経験していることとかが違うので、その方の話をよく聞くというごく当たり前のことだと思います。

あと、僕は裁判所と検察庁と弁護士会館から、ホモネタ（「あの人ホモ（オカマ）っぽい」等、LGBTを嘲笑、侮辱ないし嫌悪する言動）を追放して安全な場所にするという取り組みをしたいんですよ。当事者は、自分が当事者だと気付かれたくないと思えば、ホモネタで笑うしかない。だけど、自分で自分を笑うということがどれほど残酷なことか。そこはやっぱり法律家として、あるいは人間として絶対だめなんだと。女性に対するセクハラ問題のときも、最初のうちは無料だなんだと抵抗する男性もいたけれどそれが当たり前となって行くわけで。施設を管理する三者のトップが、そういう言動が許されないエリアなんだということを宣言すればすぐにでもできるはずなんです。それだけで、どれほど当事者の法律家、当事者の職員の方々が働きやすくなり市民が安心していられるかということがあると思います。

—なるほど。ぜひ、弁護士会からそのような取り組みを始めたいですね。

セクシュアル・マイノリティ電話法律相談の手応え

両性の平等に関する委員会 委員 野付 さくら (62期)

本電話相談は、平成26年6月12日、全国の弁護士会で初のセクシュアル・マイノリティ対象の定期電話相談として開始され、認定研修を受けた相談員により運営されている。現在は、毎月1回、第2木曜日17時～19時(TEL.03-3581-5515)で試行されており、来年度からは月2回、第2・第4木曜日(同時刻)の正式実施となることが決定されている。

本電話相談に寄せられる相談の内容は多岐に亘る。例えば、元パートナーからセクシュアリティをばらすと脅迫されている、セクシュアリティを理由として賃金切り下げをされた、セクシュアル・マイノリティのパートナーとの交際を理由に元夫から親権変更を申し立てられている等、弁護士が迅速に介入する必要性の高い相談が多くあった。その他には、パートナーシップの証明方法(公正証書作成、後見申立等)、性別の取扱いの

変更審判に関する相談などが相当数寄せられた。

セクシュアル・マイノリティの方は、自身のセクシュアリティについて話すことをためらい、弁護士への相談に踏み出せないことが多い。本電話相談でも「今まで誰にも相談できなかった」と担当者に打ち明ける相談者も少なくなかった。

「セクシュアル・マイノリティ」に特化した本電話相談は、セクシュアル・マイノリティの法的アクセス障害の解消、人権擁護を大きく前進させる取り組みとして、大きな意義を持っていると考える。志と情熱をもって来年度からの月2回の正式実施に臨み、本電話相談事業を大きく成長させていきたい。この記事をお読みくださった会員の方々にも、是非研修を受けて本電話相談の担当者となり、お力を貸していただきたいと思う。

『両性』の平等に関する委員会セクシュアル・マイノリティPTについて

両性の平等に関する委員会 2013年度委員長 本多 広高 (58期)

当委員会がLGBTの人権と権利や性的指向・性的自認にもとづく差別について活動をし始めたのは2011年度である。最初に、同年6月6日、委員会内での学習会を開き、10か月の準備を経て、2012年3月24日、弁護士会館3階にて、『セクシュアル・マイノリティ』はTVの中だけか? カテゴリーされた『男』と『女』と題してLGBTの権利全般に関するシンポジウムを大江千東氏(LOUD代表 同性愛当事者)、上川あや氏(世田谷区議会議員 性同一性障害当事者)、谷口洋幸氏(高岡法科大学法学部准教授・国際人権法)、山下敏雅会員(LGBTの人権問題に長年取り組んで来た当会会員)を招いて開催した。このようなシンポジウムは、東弁としても全国の弁護士会の中でも初めてであった。

次に、2012年7月17日に開催された夏期合同研究にて、「セクシュアル・マイノリティの法律相談」について発表を行った。よく相談がなされる問題をテーマとした相談者役と弁護士役の法律相談ロールプレイを通じて、相談のあり方について検討した。

2012年10月23日、山下敏雅会員に講師をお願いして会員向けの研修会を実施したのを最初に、年数回の

LGBTの権利に関する研修を行っている。

以上の準備の期間を経て、2013年11月16日、全国の単位会でも初めての「セクシュアル・マイノリティ電話法律相談」を実施した。この直後に委員会の中で「セクシュアル・マイノリティ」PTを発足させた(電話相談事業についての詳細は上記参照)。

2014年10月・2015年10月には「選択型実務修習」の1コマにてセクシュアル・マイノリティに関する講義を行った。

市民向けの公開学習会として、2014年12月10日、「知ろう 考えよう 学校現場におけるセクシュアル・マイノリティ～受け止めて、ありのままの子どもたち～」を開催した。遠藤まめた氏による講演の後にグループに分かれて参加者各自の知恵と経験を共有した。2015年7月14日の夏期合研では「同性婚を認めないことこそ憲法違反?!」と題して木村草太氏(首都大学東京准教授・憲法学)の講義と委員からの発表を行った。

今後とも性的指向・性的自認による差別を撤廃し実質的な平等を実現するために当委員会は活動し奉仕していききたい。

サッカー指導者

佐々木 則夫さん

2011年(平成23年)、東日本大震災による惨状から日本中が暗く沈んだ状態にある中、佐々木則夫監督率いるサッカー女子日本代表(なでしこジャパン)による女子ワールドカップ・ドイツ大会優勝という快挙は希望の光となり、多くの国民を勇気づけたことはいまだ私たちの記憶に残っています。

現在、リオデジャネイロ五輪・アジア最終予選に挑む佐々木監督に、女子サッカーのトレンドや国際大会の裏話、監督がライフワークとして取り組まれている被災地支援事業、サッカー普及事業などについてうかがってきました。

(聞き手・構成：水落一隆，志賀 晃，高橋辰三)

*このインタビューは2015年(平成27年)10月に収録されたものです。



——本日はよろしくお願ひします。早速なでしこジャパンという女性のチームを率いて素晴らしい成果を上げられている点についてお伺ひしたいと思います。まず、監督は女子代表に関わる前に男性チームも指導されたこともあるようですが、男性のチームと女性のチームの最も違うと感じる点はどこでしょうか。

異性であるところ。

——ああ、なるほど。監督からご覧になって異性ということですね。

そうですね。男性だったらそんなに気を遣わなくてもいいところを女性に対しては気を遣うといったことはありますけれども、それは妙な気の遣い方をすることではないですね。

たまたまうちの娘もサッカーをやっていたんですよ。それで、娘の高校のキャンプで2～3日指導したことがあったんですね。そのときに娘に「意外にパパは人気があったよ」と。

僕が女子サッカーの指導者になるときも、娘から「パパならいいかもよ、あんまりかっこつけないでパパ

らしくやればいいんじゃない」と言われたことはすごく自信になりましたね。とにかく自分というものを出してやってみて、それで何か問題があったときは自分が修正するのか、選手間で考えて修正してもらおうという形でアプローチすればいいのではと思ひやってきました。それが自分らしさになっていると思ひます。

——そういった形で女性の指導を始められて、異性であること故の壁というようなものを感じた、ということはありませんか。

男性だと、何か相談も深いことができるかもしれない、対応することもできないことはないと思ひますよ。じゃあ、今度個人的に飲んで、食事をするとかいうのはできますけれども、女性に対してはやっぱりそういうことはできないということですね。そのぐらいの壁ですよ。

どうしても男性って女性と対応するときに何かちょっと、鎧を着たくなっちゃうでしょう。「何かいいことをやってやろう」とかね。そんなことを思ったら絶対駄目なので。それは何で知ったかという、大学卒業

後に就職したところが電電公社で、最初の配属先が女性8割、男性2割の職場だったんですよ。ちょっとしたことがこんなに大きくなって噂になるんだというのもあって、少し恐ろしさは感じていたと思うんです。でも、別に自分らしくやっていけばいいのだと学ばせてもらいました。

——でも、まあ、そのような場所であったからこそ鍛えられたというか。

はい。鍛えられましたね。

——ちょっと話が横道に逸れますけれども、私たちは東京弁護士会の広報委員会に所属しているんですが、監督もNTTで働いていた頃、広報課に配属になったことがあるそうですね。

よくご存じですね。社内広報をやっていました。

——社内広報のニュースキャスターをされていたそうですね。その経験は今でもなでしこジャパンなどで活かされているんじゃないですか。

はい、学びは大きかったですね。自分が読む原稿はすべて自分で書くのですが、上司にダメ出しされていました。赤ペンで修正がガンガン入り。ただこうして基礎を徹底的に叩き込まれた後は「あとは自分の頭で考えろ」と言われ…。それから不思議と原稿をスラスラと書けるようになりました。広報時代の上司のやり方が、なでしこジャパンの指導をする上で大きなヒントになり、「教えすぎない」「上から目線でモノを言わない」と学ばせてもらったのです。

——ロンドンオリンピックのとき、決勝戦で惜しくも1点差で敗れたにもかかわらず、その後の表彰式で選手たちはすごく明るい表情でみんな手をつないで登場しましたよね。すごくなでしこらしい登場の仕方をして、あれはすごくよかったなと思いました。試合は全力で戦って、敗れたときは悔し涙を流す。でも表彰式ではすごい切り替えて

いるんですね。これは「ピッチの外では明るくやろう」という監督の考えが浸透していることのあらわれじゃないでしょうか。

これは僕の指示じゃなくて、選手同士の話し合いの結果ですね。オリンピックのときは、試合が終わって、1回ベンチに行って、表彰式用のシャツに着替えなきゃならないんですね。それで着替えているときに、みんなすごい大泣きしているんですよ。この雰囲気のまま表彰式に出ていくようであれば何か言わなきゃいけないな、と。

「ここまできて、お前たち、よくやったし、あと、ここに来たいというチームがどれだけ世界にあるか。だからお前ら幸せなんだ、という気持ちで表彰式に出る」とかいう感じで言おうかなと思っていたら、選手たちは自分たちで気持ちを切り替えて、明るく出てきたから、「ああ、流石だな」と思いました。

——これも選手の自主性を尊重するという、監督自身は一步引いた位置に身を置いて、選手同士が積極的に話し合って自分たちを高めていくという方針をずっと続け、その結果、選手たちが自らどんどん色々なことを考え出すようになったことの1つの例ということですね。

そうですね。選手たちの集団的な知性が高まって、それでソーシャルなフットボールのチームになったなというのは感じます。

——今回の2015年カナダ・ワールドカップは、2011年のときのドイツ・ワールドカップと比べて何か違うところはありましたか。

まず、諸外国が変わりましたね。今までの諸外国はちょっとアバウトなサッカースタイルだったんですよ。間延びしているとか、守備も連携してないみたいなのがあったんですけども、今回の大会ではどこの国もチームとしての連携がしっかりしていたり、あとは技術的にも非常に質が高くなってきたということです。

—— 諸外国が日本のなでしこサッカーをずいぶん勉強して、自分たちにも取り入れてきているということですね。

はい。ですから、我々の質が下がったわけではなく、諸外国が今までやってこなかったことをやるようになり、レベルがぐっと上がってきた。我々について言えば、以前サブだった選手が非常に上がってきた。前にレギュラーだった選手と差がなくなって、逆に超すような選手が出てきた。ですから、今回の大会はなでしこは全体的にアベレージは上がった状態でしたね。

ただ、相手はもう以前とはレベルが違いますね。ですから、今回の大会では、以前だったら2点差、3点差で簡単に勝てるような相手でも、今ではもう1点差ぎりぎりの勝利になるだろうなということを踏まえて準備をし、心構えをし、スタッフも選手もその姿勢を一緒に合わせて戦っていました。

—— 本当におっしゃる通り、1対0、2対1、1点差の勝負をしっかり勝ち抜かれて決勝まで進みましたね。

親善試合からずっと全部1点差という結果でしたね。あとは大会の期間が長いので、実際に生活時間も長いわけです。そうしたときに選手間のやはりチームワークの度合い、これがやっぱり一体化しないと駄目なんですよ。コミュニケーションレベル、そしてやはり今までの培ってきた経験と関係です。長いスパンでチームワークを持ってやっていくときには、関係性というところもやはりメンバー選考では最終的には重要になってきました。

それで、僕は表現としては、「この長いスパンの中で戦えるメンバーを選考しました」という表現をしました。

—— 今度、リオデジャネイロオリンピックのアジア最終予選という大きな山場が来ますが、オリンピック予選の方がむしろワールドカップ本選より厳しい戦いじゃないかなと思うんですが、まずはやっぱりオリンピック出場とい

う結果を出さないといけないという使命がある一方で、世代交代の必要もある。そのあたりのバランス、匙加減についてはどのようにお考えになっていらっしゃるのかと。

代表というのは結果というものがやはり大きいと思うんです。

ただ、今回のワールドカップ、オリンピックを経験している選手がやはり次のワールドカップ、東京オリンピックで軸となるということが理想だと思いますが、もう少し若い選手が今回しっかりと経験を積んでおくということは重要だとは思いますがね。

でも、ある程度のサッカーをこういうふうに行うという共通の要素をみんな分かってきてくれているんですよ。あとは経験と、チームとしての関連性ですよ。ピッチだけではなくて、やっぱりピッチ以外にもいろいろ、なでしこジャパンというのが一体になれるかどうかという要素があるので、この辺をやはり加味した中で経験をしているということは、すぐく組みやすくなってきている現実があるので、それは僕自身リオ五輪にチャレンジするときは、そういったところをチャレンジして何とか結果も出して、次にバトンを渡せればなと思っています。

—— 監督のウェブサイトを見ますと、被災地支援事業、女子サッカー普及事業、子供教育事業という3つのライフビジョンが掲げられていますが、まず、被災地支援事業というものを始められたきっかけというのはどのようなものですか。

本当に2011年のドイツ大会で戦っているとき、準備しているときもそうでしたけど、やっぱりあんな東日本大震災の大変な状況の中で、何とか自分たちのパフォーマンスで元気を伝えたいという思いでモチベーションがとても上がったということがあります。開幕直後の頃はあまり期待はされていませんでしたが、あれよあれよという間に勝ち進んでいるときに、国民の皆さんから、特に被災地の方々からもメッセージを多くいただき、我々もまたさらに元気が出たり

したということがあったんですよ。そういったことで逆に僕も何とか個人的に恩返しができないかなということやらせていただいています。

—— 具体的には、被災地でサッカークリニックを開かれていますよね。

はい。クリニックをやったり、クリニックでボールを贈呈したり、あと、AEDの使用を小学生に実際に体験してもらっています。学校にAEDの機械自体はあっても、授業などでAEDの使い方を実習しているというところは少ないので。あと、AEDって値段が高いんですよ。だから、もう少し国が援助して少年団ごとに1個ずつ備えられるようにならないかな、と切に考えています。

またサッカーを通じて何かを学んでほしい。僕もずっとやってきた中で、サッカーというものは人間の形成にもつながってくることはもう間違いないので是非、そういったところも含めて、サッカーを続けてほしいなということもあります。

—— 監督は最近、「のりさんガールズ&レディースサッカーフェスティバル2015」というものを開催されたそうですが、これは3つのライブビジョンのうちの女子サッカー普及事業、子供教育事業関連のイベントですよね。

それは、本当に日本の少女、女性にサッカーって競技はすごい適しているスポーツだと僕は思うわけです。ですから、そういう意味でも、ぜひ女の子がサッカーをできる環境づくりというのはもちろん日本サッカー協会もやらなきゃいけない。各県の協会もやらなきゃいけない。そして、大人たちも目を向けてあげなきゃいけない。決して女子のチームをつくるだけじゃなくて、少年団のチームに女子を導いてあげるということは絶対必要なんですよ。

それと、サッカーが好きだという女の子たちに、サッカーができる環境がないからやめるんじゃなくて何とかサッカーを続けてほしい、と。続けていれば身近

にチームができる、もしくはそこに導いてくれる大人が出てくるということもあるので、何とか続けてほしい。そういうことで女子サッカーの啓蒙活動をしているのが今なんですよ。

他にも、子供向けにキャンプというものもやっています。このキャンプでは首都圏の子供は僕の故郷山形へ行くのです。山村交流ですね。大自然に触れ、サッカーを楽しんでもらい、あとは大部屋で男女別々に布団を並べて寝るのです。なかなか体験できないんですよ。これがいち経験になります。いろいろな事を自身で学んでもらいます。そういう経験をやっぱりさせるということが重要ですね。本当にお互い見ず知らずの子供たちが集まってきて3泊するという、その緊張感というものもあるしね。

—— こういった事業は、学校の先生になるという昔からの夢を今実現されているという感じなのでしょうか。

そうですね。いや、夢というよりも、僕が好きなんですよ。子供たちと触れて「どうだ!」とか言うのがね。自分が一番楽しんでいるんですよ!

プロフィール ささき・のりお

1958年生まれ。山形県出身。帝京高等学校、明治大学を経て、日本電信電話公社に入社。高校生(3年次に主将としてインターハイ優勝)、大学生、社会人時代(電電関東サッカー部/NTT関東サッカー部(現・大宮アルディージャ))には選手として活躍。現役引退後、NTT関東サッカー部/大宮アルディージャ監督、サッカー女子日本代表(なでしこジャパン)コーチ等を経て、2007年なでしこジャパン監督に就任。その後、2011年サッカー女子ワールドカップ・ドイツ大会優勝、2012年ロンドン五輪女子サッカー・準優勝、2015年サッカー女子ワールドカップ・カナダ大会準優勝といった輝かしい成績を収め、2011年には国民栄誉賞、国際サッカー連盟(FIFA)女子年間最優秀監督賞受賞。著書に「なでしこ力さあ、一緒に世界一になろう!」(講談社)、「なでしこ力 次へ」(講談社)、「勝つ組織」(山本昌邦氏との共著 角川ONEテーマ21)。オフィシャルウェブサイト <http://junon.co.jp/>



2015年度理事者から～任期終盤を迎えて～

2015年度の理事者の任期もあと1ヶ月を残すところとなりました。今年度は、伊藤会長が就任時に掲げた8つの課題への取り組み、不祥事対策、安保法案及び憲法問題への対応、戦後70年企画などがありました。その他、錦糸町法律相談センター移転と相談事業の改革、会員向け・市民向けスマートフォンアプリの制作、「ぼったくり対策」、「ヘイトスピーチ規制」、様々なテーマでの数多くのシンポジウムやセミナーなどにも積極的に取り組みました。伊藤会長が本稿で述べられているとおり、3月中に日弁連と当会の臨時総会が開催されるなど、任期終了間際まで気が抜けないとは思いますが、会長・副会長の方々に、就任してからの日々を振り返っていただきました。

2015(平成27)年度の終盤を迎えて

会長 伊藤 茂昭 (32期)



LIBRA3月号を会員の皆様にお届けするに当たり、これまでの9カ月を反省しまだまだやり残していることに全力で取り組む期間であると考え、そのような立場からの会務報告となります。

12月まで、就任時に掲げた8つの課題に加え新たな課題にも

取り組みました。力を注いだ企画として戦後70年企画、安保法案に対する取り組みがあります。錦糸町法律相談センターの移転と相談事業の改革もようやく形が見えてきた段階です。職務適正化のための不祥事対策を進めてきましたが、今後一層の組織的継続が必要です。委員会中心で行われてきた「ぼったくり対策」や「ヘイトスピーチ規制」は成果を上げました。また、年度終盤に至って多摩支部における町田の法律相談センタ

ーの問題の方向性を確定し、さらには「会務活動等に関する会規」の、会務活動の範囲の拡大の方向での見直しの道筋をつけて次年度に引き継ぐ必要があると考えています。

このように課題山積の中、今年度は3月10日に東京弁護士会の臨時総会、11日に日弁連の臨時総会が開催されます。東弁の臨時総会は、一般会費と新入会員の会館特別会費の減額、研修所終了者の特別措置等の会費問題と、職務適正化の一環としての非弁提携等の規則の改正等であります。

また日弁連の臨時総会は、私が副会長として担当する法曹養成問題です。招集請求者側の議案と日弁連執行部提案の2つの議案が審議されますが、日弁連の方針の統一を目指し圧倒的多数で執行部案を可決して次年度に引き継ぎたいと考えています。是非とも会員の皆様方のご協力をお願いする次第です。

伊藤会長が見た 6人の副会長

今年度、年度初めに決めた会の執行方針を実現するために力をあわせて頑張ってくれました。ありがとうございました。

森 副会長：筆頭副会長として、全体の目配り、対外対応に尽力。刑事事件関係も。

佐藤副会長：司試委員との兼務をこなし、理事者会の良心、バランス感覚の人。

渡辺副会長：国際、法律相談、職務適正化、常議員会など、重要案件に獅子奮迅の活躍。

大森副会長：憲法、平和、人権、弁護士の見識と矜持、何よりも明るくいけん引力。

中嶋副会長：財務の視点から全体のお目付の機能を果たしつつ、会費問題等で改革も実行。

湊 副会長：若さで、広報、弁護士業務の領域拡大など積極的に推進。アプリも実現へ。

1年間ありがとうございました。

副会長 森 徹 (41期)



あつという間の1年でした。やりたいと思ったことの半分もできず、日々起こる問題に忙殺されて過ぎてしまったように思います。

昨年4月に就任後、7月の夏期合研までは、とにかく馴れていくことに精一杯でした。その後も安倍法案への反対運動や秋の臨時総会と落ち着かない状態でした。筆頭副会長を仰せつかりながら、その任に耐えず、他の副会長にご迷惑をおかけしたことに忸怩たる思いがあります。

また、当会は、正職員、嘱託職員、パート職員、派遣職員で総勢100名を超えます。全員懸命に働いているものの、弁護士会が取り組むべき新たな課題の多さや活動領域の拡大のため、マンパワーの不足にいつも悩ま

される状況です。特に、正職員は規則上、70名の上限があり、委員会担当は正職員が担当するため、日弁連から要請される課題や三会で発案される新たな課題に対応するかに腐心した1年であったように思います。

弁護士会は、毎年理事者が変わるため、長期的なスパンに立った組織編成や人事構想を立案することは難しいように思いますが、継続性をもって会運営をするには、職員が積み重ねてきた経験と知識は重要な財産です。これをどう活かしていくか、私の拙い1年間の経験と反省を次年度に引き継ぎ、さらに、日本最大の単位弁護士会としてすばらしい弁護士会を創っていただきたいと思ひます。

1年間、我々を支えていただいた会員の皆様、献身的に職務に励んでくれた職員、会長、副会長、監事のみなさんに心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

となりの副会長が見た 森 副会長

私と森副会長は、仕切もなく隣り合って執務をしていますが、私の机には資料が散乱し、一方、森副会長の席は整理整頓され快適な執務状況と、それぞれの性格が如実に現れています。森副会長は日弁連の事務次長も経験され、会務に精通されており、筆頭副会長として堅実な会務運営を支えておられます。ただ、時として慎重過ぎる嫌いもあり、我が儘放題の次席からすると、歯がゆく感じられることもあります。最近はそのなりにバランスがとれてきて、就任前にどなたかに言われた、次席は筆頭のかみさん役だということが実感されます。では、もうすぐ離婚？ まずは円満解消して、その後も仲良く色々活動できればと思います。(佐藤 貴則)

一年を振り返って

副会長 佐藤 貴則 (42期)



月並みですが、怒濤のように過ぎた一年でした。就任当初は、前年度からの引き継ぎ事項をこなすことがやっとなで、その後も日々の執務に追われて明確な目標も立てられず、気がつくつとすでに任期終了が間近に迫っています。しかし、振り返ってみると、会長、副会長の全員で、様々な課題をとりあえずは乗り切ってきたのかと思います。自分としては、年度当初から懸案となっていた東京ドーム企画は何とか開催できて好評を頂きましたし、日弁連常務理事

として月に2日の理事会をこなし、伝える企画への協力や、LACセンターの立上げ、つながる企画の実施等々、様々な問題もそれなりにクリアできてきたかと思ひます。

私は友人によく、「忙しいときと、暇なとき、どちらが早く時間が過ぎる？」と聞きます。たいがい、忙しいときの方が時間が早く過ぎるという答えが返ってきますが、本当に忙しいと、私はむしろ時間はゆっくり過ぎると思っています。「これだけのことをやったのに、まだこれだけしか時間が経ってなかった。」という感覚です。久しぶりにこの感覚も感じる事ができる一年でした。ありがとうございました。

となりの副会長が見た 佐藤 副会長

もう15年以上も前になるだろうか？「彼がサトウタカノリか！」と驚いたのは。その後、年下でありながら「タカノリ」と呼ぶ私を鬱陶しい目をする事もなく、温かくつきあってくれた。会派の執行部で、顔を合わせる事幾度度。ドラえもんポケットのごとく、あらゆる難題に対し、難なく応えてくれ、私のはび太のようにお願いをするばかりであった。そんなタカノリ氏と席を隣にしても、この1年、特に、これまでと異なる感慨もない。ごく当たり前の日々であったが、お互い忙しく、二人とも席に座っていることは稀であった。偶に、二人とも在席している時は、私の悩みや愚痴を聴いてくれた。今に始まったことではないが、改めて感謝したい。そして、これからもよろしく！（森 徹）

次悪が精一杯の一年でした！

副会長 渡辺 彰敏 (44期)



会員の皆様や職員の方々、さらには他会の方々にも多大なるご支援をいただき、何とか曲がりなりにも一年間、副会長の職責を全うさせていただきそうです。皆様には心から御礼申し上げる次第です。

振り返ってみると、副会長というのは実に悩み多き立場ではありました。最大の悩みは、最善の方策どころか次善の方策をとることさえ困難な場合が多いということでした。

会内論議を尽くし、少数意見にも耳を傾け、手続的にも諸事万端遺漏無きを期するのが理想ですが、会務執行者の立場になってみると甘くはありませんでした。日々流動する現場の情勢に追われ、最善を求めて少なくとも次善は確保するとの理想は果たせず、とりあえず最悪を避けて次悪を選択するという苦汁の日々ではありました。

それ故、本年度において施行した制度や諸規定のいくつかは、私の力量不足の故もあり、いずれも次年度以降改善されるべきものでしかありません。次年度理事者の皆様、よろしくお願いします。

となりの副会長が見た 渡辺 副会長

渡辺副会長は、常議員会・入退会・マイナンバー含むOA関連・不祥事対応等業務適正化・労使問題・法律相談センターその他、重要な会務を多岐にわたりご担当されたことに加え、英仏2ヶ国語にご堪能（かっこいい！）で国際会議ご出席も多く、実に変な毎日でした。ほんとうにお疲れ様でした。当初会務に不案内だった私に弁護士会のしきたりをいろいろと隣席から教えてくださる親切で頼もしい兄貴格でもありました。4月以降多趣味を活かされ存分にリフレッシュされてくださいな。

(大森 夏織)

ご支援に心より御礼申し上げます

副会長 大森 夏織 (44期)



思いもよらぬ「立憲主義・恒久平和主義の危機」に直面した今年度。憲法・人権関連担当副会長として、憲法擁護の国民的運動に東弁の果たした役割は大きく、市民からたくさんの信頼を寄せられたことを誇りに思います。

歴代「全」会長による安保法反対の共同声明、戦後70年会長談話、東京三会「安保反対 女性弁護士101人大集合！」企画への当会だけで100人を超える女性会員の参加、戦後70年一大イベントの写真展・

資料展・親子企画・コンサート・シンポ全ての大成功、日弁連「安保反対 オール法曹&学者」への当会会員の大結集、有楽町街宣や国会前行動への当会職をたての連日参加、数々の当会主催憲法関連企画の大盛況、約2万5000筆に達した署名、会派主催憲法企画「後援」の実現、3月22日クレオでの東京三会シンポ（これは実施前なので大成功「予定」！）…。

このように東弁の実力が思う存分発揮されたのは、ひとえに会員の皆様、職員の方々、会長以下役員の方々、常にあたたかくご支援ご協力ご参加くださったおかげです。心より御礼申し上げます。

となりの副会長が見た 大森 副会長

大森副会長は、ご無礼を顧みず一言で申し上げれば、紛れもない「女傑」でいらっしゃる。その判断力・実行力はもちろん、知力・体力・食欲から豪快な笑いつぶりに至るまで、まさしく「女傑」以外の何者でもありません。

おそらく数年後には、当会の先輩でいらっしゃるF先生のような「大女傑」になられることと思います。一年間、隣席で実に多くのことを学ばせていただき、誠にありがとうございました。

(渡辺 彰敏)

私の一年

副会長 中嶋 公雄 (45期)



昨年4月に副会長に就任して以来、主に、財務、会館、23条照会などに取り組んでまいりました。

財務については、一般会費の500円の減額、会館臨時会費の50万円から40万円への減額、及び修習終了後に入会する新入会員の会費納入開始時期を翌年6月からとして最大半年遅らせることなどについて、一年間かけて議論いただき、3月の臨時総会に上程させていただく予定であります。

会館については、20年目の会館改修について、その

内容がほぼ固まってきており、設計会社の選定に向けて、最終的な調整を行っております。また、会館5階の奥の部分に食品の自動販売機を、地下1階に写真撮影の機械を設置いたしましたので、是非ご利用いただきますようお願いいたします。

23条照会については、三井住友銀行と協定を締結し、手数料3000円(税別)の支払により、本店へ照会することによって全支店の口座情報の開示が得られる運用が、夏ごろには開始される見込みです。会員の皆様に大きな利便性があるものと考えております。

一年間、まことにありがとうございました。

となりの副会長が見た 中嶋 副会長

お隣で拝見していて、中嶋副会長は、一瞬にして大局を正確に見定めて、問題点を見つけ出すや、直ちに緻密な分析をして、様々な細やかな配慮をしつつ解決まで導かれる方だと思っておりました。財務担当副会長として、当会に生ずる様々な複雑難解な問題を極めて解りやすく論理的に説明下さるお姿は圧巻でした。事務局からもとても厚く信頼されておりましたし、私もいつしか自分の担当分野で少しでも問題があると、すぐに中嶋副会長にご相談するようになったのですが、いつも嫌な顔せずすぐに手を休めて下さって、的確なアドバイスを下さいました。日本酒がお好きで、カラオケでは歌手顔負けの歌唱力を披露されるという一面もあり、とても幅の広い方です。一年間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。(湊 信明)

一年間、支えて下さり感謝申し上げます

副会長 湊 信明 (50期)



若手弁護士のパワーを強く感ずる一年でした。弁護士活動領域拡大推進本部では、会員向けと市民向けのスマホ用アプリ開発に着手した他、東京ドームイースタンリーグ戦に協賛企業として参加して広報活動を展開、空き家問題

について自治体と契約を締結して解決に協力、自治体に足を運んで、弁護士トライアル制度その他当会サービスのご案内等を行いました。若手会員総合支援センターでは、上野松坂屋正面入り口で、中堅と若手ががペアになってOJT法律相談を展開、中小企業法律支援センタ

ーでは、金融機関や自治体との協力関係を進めて中小企業が法的支援を容易に受けられるような様々な活動をしました。

若手弁護士の増加に伴い、新たなニーズや取り組みがますます増えていくと思います。こうした動きを会務の中にどう反映していくかがこれから更に重要になってくると感じました。

私が担当させていただいた業務はこれら以外にも数多くあり、ご紹介できないのが残念です。しかし、そのすべてにおいて、事務局の的確で温かなサポートがありました。心から感謝しております。事務局の皆様、一年間支えて下さって本当にありがとうございました。

となりの副会長が見た 湊 副会長

湊副会長と私は、いずれも勤務弁護士だった時代の事務所が同じビルの上下だったことから旧知の間柄であり、一緒に副会長になった当初から、大変心強く思っていました。東弁初の50期代の副会長として、その行動は非常にエネルギッシュで、宴会の中締めの際に万歳三唱をされる姿を、多くの会員がご覧になったことと思います。担当された広報では、法被(ハッピー)を製作したり、アプリの開発に取り組むなど、東弁に新しい風を吹き込むことに多大な貢献をされました。今後とも、末永くお付き合いさせていただきますよう、お願いいたします。(中嶋 公雄)

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第55回 2015年度安保関連法制問題への取り組みを総括

- I 今、日本国憲法の「意味」と「価値」が問われている
～安全保障関連法反対活動の本年度総括と、次年度の憲法の諸課題について
- II シンポジウム「秘密保護法と安全保障法制～秘密のヴェールの中で、今何が起ころうとしているのか～」



I 今、日本国憲法の「意味」と「価値」が問われている ～安全保障関連法反対活動の本年度総括と、次年度の憲法の諸課題について

憲法問題対策センター委員長代行 伊井 和彦 (37期)

1 安全保障関連法反対活動の経緯

戦後70年目にあたる2015年、東京弁護士会は8月に「戦後70年企画・伝える」を実施し、写真展・資料展・講演会・シンポジウム等を通じて市民の皆さんに戦争の恐怖と愚かしさを訴え、「二度と戦争をしてはならない」というメッセージを発信した。

他方、2015年は、安全保障関連法（平和安全法制整備法と国際平和支援法）成立を阻止するための反対活動に弁護士会が明け暮れた年でもあった。

安倍政権は、2014年7月1日の憲法解釈変更の閣議決定を踏まえ、2015年5月15日に上記法律案を国会に提出したが、この法案は、これまで歴代政府が内閣法制局の見解の下に踏襲してきた「現行の憲法9条のもとでは個別的自衛権の行使はできるが集団的自衛権の行使はできない」という憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を抽象的要件の下で時の政権の恣意的判断で行使できることを認め、のみならず自衛隊の海外における外国軍への弾薬・燃料の供与等の兵站活動を広く認めるもので、憲法規範に拘束されるべき政治権力が自らの解釈変更で憲法規範を改変してしまう点で、「立憲主義違反」「憲法9

条違反」は明白で、そうであればこそ、弁護士会のみならず憲法学者のほとんどや多くの市民からも、反対の声が続出し全国を席卷した。

東京弁護士会も、日弁連あるいは一弁・二弁と共に、市民団体とも連携して、2015年5月以降、安全保障関連法の成立に対して何度も反対の会長声明を発し、市民に法案阻止を訴える街宣活動やデモ行進、国会前での抗議活動、反対署名等を行ってきた。

残念ながら、2015年7月16日の衆議院本会議強行採決と同年9月19日未明の参議院本会議強行採決により、安全保障関連法は成立してしまったが、たとえ国会の手続上法律として成立しようと（その点にも大いに疑義はあるが）、立憲主義に反し憲法9条に違反する以上、法律の効力としては無効である。それゆえ、東京弁護士会は、法案成立後も反対活動を継続し、違憲・無効な法律の廃止を求め続けている。

2016年3月22日には、東京三会共催で「安保関連法施行迫る！～私たちができること、しなければならないこと」（クレオ）というシンポジウムが開催される予定であり、東弁会員の皆さんには是非とも参加していただきたい。

2 安全保障関連法の廃止に向けた 次年度の取組 ～ 恒久平和の意味を問う

1で述べたとおり、2016年3月に安全保障関連法は施行されるが、今年は夏に参議院議員選挙が予定されており、安全保障関連法の是非についても改めて争点となって国民の関心も高まるものと思われる。弁護士会としては、政治的な立場からではなく、あくまで法律家として、この違憲・無効な法律の廃止に向けて、安全保障関連法の憲法問題点と危険性を、国民に広く提示していくべきであろう。

既に予定されている弁護士会の企画としては、3月22日の東京三会共催・憲法シンポジウムを始め、5月14日には東京三会と日弁連共催の憲法記念行事（シンポジウム）、10月6日の日弁連人権擁護大会でもテーマの一つとして「立憲主義の回復」が掲げられている。東京弁護士会の憲法問題対策センターにおいても、独自のシンポジウム企画や駅前等の街宣活動を、今後も継続して行っていく予定である。

ところで、安全保障関連法の是非を議論する時、必ず出てくるのが「実際にわが国が攻撃されたらどうするのか」という議論である。安全保障関連法案が国会に提出された際も、政府は「国際環境が変わって来ており（北朝鮮の核問題や中国の尖閣諸島問題が念頭にあると思われる）、わが国の国民を守るためには国際的な防衛力強化が必要で、集団的自衛権が必要」とした上で、砂川事件最高裁判決まで持ち出して「憲法は自衛のために必要な武力行使まで否定しておらず、現在は集団的自衛権は自衛のために必要なのであるから、憲法違反ではない」と強弁し、「国民を守るのは憲法学者ではなく政治家である」とまで述べている。それは「これまで憲法解釈で不可

とされたことでも、それが必要と政治権力が判断すれば、憲法は許容する」という立憲主義を全く否定した考え方で、強権的で独裁政治にもつながりかねない暴論である。

しかし、一般国民からすれば、「わが国の平和を守るために必要」「平和を守るための抑止力となる」と言われれば、「そうなのかな」と思ってしまうのも不思議はない。では、「平和」とは一体何なのか？互いに軍事力を競い合い、少しでも相手を上回って相手を威嚇する「抑止力」がなければ、平和は保てないのか？中国や北朝鮮の軍事的脅威があることは事実だとしても、それに軍事力で対抗することが「平和への道」なのか？世界中でテロや内戦等の理不尽な暴力による悲劇が起きていることが現実であるとしても、その制圧の場に軍事的に参加しないことは無責任で情けないことなのだろうか？そもそも「恒久平和」とは、どのような状況のことだろうか？

われわれは法律家である。平和のために如何なる規範が必要かを冷静に考える必要があり、現実を見ないで単に情緒的に理想論だけを語るべきではない。しかし、「責められたらどうする」的な議論もまた、情緒的な感情論に過ぎず現実論と呼べるものでもない。われわれの前には、歴史的事実がある。第一次世界大戦や第二次世界大戦が何故起こったのか？日本は何故に朝鮮半島や大陸（中国）及び東アジア諸国に軍事侵攻し、太平洋戦争に突入していったのか？広島慰霊碑にある「過ちは繰り返しません」という言葉の「過ち」とは何なのか？それを冷静に分析し、今の世界にある現実と照らし合わせ、何をすべきか考えることこそ、「恒久平和」を考えることであろう。

3 立憲主義と「統治行為論」 ～司法と弁護士が憲法のために 果たすべき役割

先に砂川事件最高裁判決のことに触れたが、この判決が集団的自衛権の憲法的許容の根拠になるとの主張には、法律家なら誰しも首を傾げるであろう。それは、立憲主義を至上命題とする法律家の発想ではなく、「現実の政治対応の必要性」を憲法より上位概念に置く政治家の発想である。しかも、砂川事件最高裁判決は、アメリカ軍の日本駐留の憲法9条違反が問われた最高裁判決であったにもかかわらず、当時の田中耕太郎最高裁判所長官が、判決の前に当時の外務大臣と会談したり、当時のアメリカ駐日大使と面会して一審違憲判決の破棄方針を伝える等、政治に追従し司法の独立を蔑ろにした判決として、裁判史上の汚点とも言える判決である。

のみならず、砂川事件最高裁判決は、初めて「統治行為論」を採用し、「高度に政治性をもつ事項（この裁判の場合は日米安全保障条約）については、一見して極めて明白に違憲無効と認められない限り、その内容について違憲かどうかの判断を下すことはできない」としたことで有名な判決である。この「統治行為論」については、違憲立法審査権を有し憲法の番人たるべき裁判所の在り方として大きな疑問があるが、憲法学会ではむしろ内在的制約説等の肯定説が多数とも言われている。

しかし、最近、与党の政治家の中で、この砂川事件最高裁判決の「統治行為論」の文脈を利用して、「最高裁も、高度の政治性を有する事項については憲法判断はしない、政治的判断に委ねるとしている。憲法学者の多くもこの統治行為論を否定していない。安全保障関連法は、国の安全保障という高度の政治

性を有する事項について、国民から選挙の審判を受けた国会議員が必要と判断したもので、憲法学者や裁判所、法律家等が憲法違反などと騒ぐことではない」などという暴論まで出てきている。

また、安全保障関連法をめぐる違憲訴訟が今後裁判所で争われることになろうが、事件性や当事者性等の訴訟要件をクリアしたとしても、最後の攻防の舞台となるのがこの「統治行為論」であろう。

安全保障関連法の議論では、「憲法は立法・行政に対する拘束規範である」という立憲主義があらためてクローズアップされたが、ではその立憲主義から見ると、「統治行為論」は果たして認められるのだろうか。憲法規範に拘束されるべき政治権力が、政治的必要性を根拠に自らの解釈変更で従前の憲法規範に反する法律を作った場合に、それでも「安全保障問題は高度の政治性がある」として裁判所が違憲判断を避けたとしたら、その司法判断のどこに「立憲主義」があるのだろうか。

裁判所の「違憲立法審査権」とは、民主的手続によって成立した法律であっても憲法に反するものは許さないとする、まさに立憲主義の体現の司法制度である。それなのに、「高度の政治性（そもそもその意味すら曖昧である）」の一言で違憲判断がなされないなら、立憲主義は死んだに等しくなる。われわれは改めて、立憲主義の下における司法の役割、弁護士の果たすべき役割について、考えを至らすべきであろう。

4 緊急事態条項(国家緊急権)のための 憲法改正の危険性

2016年度の憲法をめぐるもう一つの大きな問題が、最近政府筋から盛んにマスコミ等を使って世の中に流布されている「緊急事態条項(国家緊急権)創設

のための憲法改正」の議論である。本年夏の参議院議員選挙の結果次第では、国会による憲法改正の発議が可能となる。しかし、現行憲法改正を唱えるグループも、いきなり憲法9条の改正等を国民に問うのはハードルが高いと考え、まずはお試的な改憲として比較的賛同の得やすい事項から改正を主張して行くのではないかとされており、その一つとして「緊急事態条項（国家緊急権）」が挙げられている。

2011年3月の東日本大震災と原発事故の時のような未曾有の被害と混乱状態が生じた場合に、その救済と再建のために非常事態における緊急の措置を政府が講じれる仕組みが必要であるとして、一時的な財産権制限や移動・居住等の制限を超法規的に認める「緊急事態条項（国家緊急権）」を憲法に加えようという動きが、主に政府主導で進められている。震災のような事態を強調してその必要性を説かれると、一般国民の中には賛意を示す人も多いかも知れない。それどころか、パリのテロ事件の影響で、テロ等の外部からの武力攻撃や国内的な社会秩序の混乱状況の場合でも、そのような緊急事態条項（国家緊急権）が憲法上必要だという主張も今後強くなされよう。2012年4月に発表された自由民主党の憲法改正草案においても、わざわざ「緊急事態」という章立てまでなされ、緊急事態の場合の政府の権限強化が謳われている。

しかし、このような「緊急事態条項（国家緊急権）」は、権力の一極集中化をもたらし、緊急時の名目で濫用されかねない危険性を強く有している。一時的とはいえ広範な人権制限まで時の政府の判断で可能とするようなことは、立憲主義による政治権力の拘束・抑制とは相容れず、そのような条項を憲法内部に入れることは立憲主義との整合性を困難にする。多くの憲法学者や弁護士会の意見においても、「憲

法にそのような条項を入れなくても、緊急事態における立法・行政の対応は現行法や特別立法で十分可能」とされている。

まだ具体的な条項案が示されていない段階なので、断定的なことは言えないが、これも情緒的な議論ではなく、あくまで不当な人権侵害の危険性を冷静かつ客観的に議論することが必要であろう。

5 立憲主義的憲法9条改憲論をどう考えるか

なお、最近、これまで憲法を重んじりべらると言われてきた人々の中からも、憲法9条に関して立憲主義的観点からの改正論がある。それは、「自衛隊については国民の80%がその必要性を認めており、もはやその存在を否定することはできないが、自衛隊の活動を制限し規律する規定が憲法にないがゆえに、時の政権の恣意的判断で今回のような法律ができてしまう。むしろ、憲法9条を改正してその存在を認め、ただし民主的コントロールの下で専守防衛に徹し海外での活動も制限するような規律規定を憲法上規定することが、立憲主義の観点から望ましい」という趣旨のもので、その理屈自体は傾聴すべきものがあると思う。

しかしながら、憲法改正は国会両議院の発議が必要で、結局は政治家の手で行われるものであるところ、政治権力にある者は自らの力を抑制・拘束する憲法の縛りは望まぬものであり、今の政治家たちが自衛隊の活動にそのような厳しい憲法上の規律を課すとは到底思えず、そのような立憲主義的改憲論も、結局は改正必要論に利用されるだけではという危惧が拭えない。ただ、この問題も、タブーとせず弁護士会内で議論されるべき時が来ていると言えよう。

Ⅱ シンポジウム「秘密保護法と安全保障法制 ～秘密のヴェールの中で、今何が起ころうとしているのか～」

2015年9月9日、弁護士会館クレオにおいて「秘密保護法と安全保障法制～秘密のヴェールの中で、今何が起ころうとしているのか～」と題するシンポジウムが開催された。元外務省国際情報局長、防衛大学教授の孫崎享さん、共同通信社編集委員の石山永一郎さん、千葉県弁護士会憲法問題特別委員会事務局長の宮越直子さんを招いて開催された。以下は私が発言をまとめたものであり正確性については全て私の責任である。

秘密保護法対策本部事務局長 堀井 準 (38期)

■ 孫崎享さんの講演要旨

今日、安保関連法案に対して圧倒的多数の国民が、少なくとも今回の会期で決議をすべきではない、安保関連法案はおかしいという見解になっております。それを押し切ってしまう国が、本当に民主主義国家と言えるのでしょうか。また、法律論的に専門家と学者とこれまでの内閣と、そして最高裁の経験者、これらの人々がみんな違憲だと言っている、これを強引にやろうとする国が法治国家と言えるのかということ、本当に強く思っております。外国特派員協会の会長が特定秘密保護法について、報道の自由および民主主義の根本を脅かす悪法であるということを言いました。なぜ私たちはこの報道の自由および民主主義の根本を脅かす悪法というものを、つくらなければいけないのでしょうか。その舞台裏は、もうすでに過去にあるのです。「日米同盟未来のための変革と再編」という文書があります。これは2005年10月29日に米国務長官と国防長官、日本の外務大臣と防衛庁長官（当時）、いわゆる2プラス2の間で結ばれた文書です。ここで国際的安全保障関係の改善のための採るべき道というのを書いているわけですが、その中に情報共有および情報協力の向上、共有された秘密情報を保護するために必要な追加的措置を取ると言っているわけです。ところで、大国間では相互に情報を公開するということが行われています。たとえば、米口間、米中間では、こちら側が先制攻撃をしないということをお約束させます。そのためには基本戦略、兵力の配備、武器体系等をすべて相手に知らせます。知らせること

によって、攻撃することがないことを示すということで、透明性というものが求められるのです。この関係が今日の米口関係、米中関係にあるわけです。これに対し、アフガニスタンやイラク戦争というようなものに、集団的自衛権で自衛隊が参加していくときには、抑制均衡を保つということではなく、実際に軍事行動に入っていくので、ここであらためてその相互に保護された情報が必要になるということです。特定秘密保護法では更に誰がこの法律を推進したかが問題です。この特定秘密保護法のオペレーションは警察です。内閣調査室です。というのは、この外交に関する事項、防衛に関する事項を超えて、日本の国家というものが警察主導の国づくりに、入っていくということなわけです。この秘密保護法で警察が主導になるということは、すべての物事の判断が防諜的な判断から入っていくということですから、たとえば、対外的な情報収集をするいわば諜報活動をする人間（外交官）でさえ、本来は国家にプラスなことをやっても、それは危ないというようなことが起こってきます。

秘密の指定というものは決して国全体の利益のためだけで指定しているわけではありません。当事者が自分の責任を追及されることを止めるために秘密にしています。ということは、国の方針がおかしくなってそれを止める力がないということなんです。有名な西山事件がありました。沖縄返還協定で、公式文書では、米国が支払いをすることになった地権者に対する土地原状回復費400万ドルを、実際には日本政府が肩代わりして米国に支払うという密約です。何でこれがオ



オープンにできないのか。密約だが、合意したから相手は内容は知っています。オープンにされて相手が知って日本の安全保障に具合が悪いという問題ではありません。この同意をしたという事実が日本国民に知られたら困るということなんです。要するに、政策が間違っているということを知られたくないから秘密にするんですね。私はこういう問題はこの秘密の非常に大きなところだと思っています。

今、中国の脅威、北朝鮮の脅威というものがあります。集団的自衛権は日本の防衛とは関係ないということだと思います。仮に中国という脅威があって、日本に攻撃したときにアメリカがどのように対応するかという問題は、安保条約の第5条で決まっています。これらの枠組みを集団的自衛権では何らつくろうとしていません。しかし、残念ながらかなりの日本の安全保障関係者はこの米国のしたいようにしたことで、米国がしゃべるものをそのまま自分の意見のようにして動いています。これに警察官僚が悪乗りします。そこにこの怖さというのが実はあるんだと思います。

■ 石山永一郎さんの発言要旨

存立危機事態、この矛盾に満ちた3要件ですね、普通に考えれば存立危機事態が起こりようもないのですが、それを認定する過程が秘密であるということが抜けています。これをされなかったら平和じゃないかと、どこも危機が起きてないんじゃないかと言っても、実はあるんです、と言われても確認しようがない。というようなことを前提として、それを秘密にしながらどんどん戦争状態をつくり上げていきます。秘密指定されたケース、わずか去年の12月10日から年末までの22日間で382件です。これは件数、累計なので、文書数では18万件です。ですから今年いっぱい集計が出れば、この何倍、何十倍にもなるでしょう。これについては

我々組織ジャーナリストの身柄を拘束したりすると、さすがに大きなNGになるので、あまりそういう動きはないと思うんですけども、我々にそういう秘密をこっそり漏らしてくれた人たちの間では非常に神経質にもうすでになっているという話は聞きます。たとえば、北朝鮮との国交正常化交渉をしようというときに、外務省が動いているけれども、警察や公安関係では、今誰がたとえば訪朝しているかと、そういう話は昔は簡単に見たり聞いたりできたのが、秘密事態になって、情報交換がスムーズにいかないという、そういう弊害も出ているという話を聞いています。

■ 宮越直子さんの発言要旨

今、街でSEALDs（シールズ）などいろいろな方が頑張っています。あの方たちは形だけ運動しているわけではないと思います。特定秘密保護法の反対行動に加えて今回のことでまた政治がきちんと国民の意見を聞かなければ、次はもっと国民は強くなっていくと思います。私はこの10年程度の経験を考えると、どうしても人から与えられたものを自分で受け入れてきた体質がちょっと自分の中にもありました。社会の中にもあったように思いますけれども、それが、一人一人の一般の人が与えられたものをただ受けるんじゃなくて自分から取りに行き、あるいは自分から声を出したり運動するようになってきています。これが非常に今、国民とか社会全体で大きく動いていると実感しています。国民がこういうふうになっていけば、その先にはやはりその代表者である国会議員たちもそういう形の人たちが生み出されていくというふうになるのではないかと、それが民主主義的な社会だろうと思います。民主主義や法治国家としてのあり方について、日本の体力は見た目と違って、今、非常に付きつつあるんじゃないかと思っています。

平成27年12月18日開催 東京家庭裁判所委員会報告

「遺産分割事件を適正かつ迅速に解決するための取組について」

東京家庭裁判所委員会委員・第二東京弁護士会会員 三森 仁 (45期)

平成27年12月18日に開催された家庭裁判所委員会について報告します。

今回は「遺産分割事件を適正かつ迅速に解決するための取組について」について、東京家庭裁判所家事5部小田正二裁判官及び松川春佳裁判官から説明がなされた後、質疑応答の時間が設けられました。以下、概要をお伝えします。

1 遺産分割の説明と事件動向

まず、市民委員に分かりやすく、遺産分割とは何か、どのようなことをするのか、丁寧に説明がなされた上で、遺産分割事件の事件動向について報告がなされました。傾向としては、①1年以内で既済となる事件数が増加しており、また、②調停に代わる審判により終結する調停事件が増えているようです（平成26年は118件、既済全体の7.7%。平成27年は7月までで135件、既済全体の約16%）。

その後、当事者待合室で流される説明ビデオが上映され、遺産分割調停の進め方について理解が深められました。

2 遺産分割調停の手続進行について

遺産分割調停の手続進行について、東京家庭裁判所では3つの柱を大切にしているという話がありました。3つの柱というのは、①家事法の趣旨を踏まえた公正でわかりやすい手続進行、②遺産分割の法的枠組みを踏まえた段階的進行モデル、③法的枠組みについての分かりやすい説明のことです。以下、概要を説明します。

(1) 家事法の趣旨を踏まえた公正でわかりやすい手続進行

まず、定型書式を作成しホームページへの掲載も

行っているとのこと。また、当事者には、手続説明書面や遺産分割調停案内といった申立時の説明資料の配布を行っているとの説明がありました。

次に、手続の説明や議論した内容、次回までの課題等について、当事者間で共通の認識を持ち、また、公正に手続が進められているという実感を得てもらうために、各期日の開始及び終了時に、双方立会の中での手続説明を行っているという報告がありました。なお、この運用は硬直的には行っておらず、必要に応じ柔軟に対応しているとのことでした。

(2) 遺産分割の法的枠組みを踏まえた段階的進行モデル

段階的進行モデルについては、遺産分割の法的枠組みを踏まえ、①相続人の範囲の確定→②遺産の範囲の確定→③遺産の評価→④各相続人の取得額→⑤遺産の分割方法、という段階毎に、各段階における合意を調書化する等して着実に歩を進めていく段階的進行モデルを採用していること、当該モデルの理解を深めるためラミネート加工したA3版のチャート図を各調停室に備え置いて活用してもらっていること、もっとも、事案に即した進行を行う必要もあることから、硬直的な運用はしない考えであること、といった報告がなされました。

(3) 法的枠組みについての分かりやすい説明

引き続き、遺産分割をめぐる法的枠組みについて、当事者に分かりやすく説明する必要があるとされ、争いとなることが多い、①遺産の範囲（特に、全相続人が合意しなければ遺産の範囲に含まれない預貯金や使途不明金ですとか、全相続人が合意しなければ調停で扱うことができない相続人の債務や葬儀費用については、当事者の理解を得にくいことから、

イメージ図等を準備して法的枠組みの理解に努めているようです)、②特別受益、③寄与分(特別受益や寄与分については、主張整理表及びその記入例も用意しているとのこと)について、説明資料やQ&A等を用意しているとの紹介がなされました。

また、遺産分割の方法についても、遺産分割方法ツールを用意し、審判手続で選択される4つの方法(①現物分割、②代償分割、③換価分割、④共有分割)について理解を得よう努めているという話がありました。

3 審判について

最後に、審判について紹介がなされ、特に、①平成25年1月から施行された家事事件手続法を受けて調停に代わる審判が活用されるようになったこと、②当事者の一部が不出頭であるとか遺産分割調停に非協力である事案等において大きな効果を上げていること、③調停に代わる審判に対しては当事者は2週間以内に異議を述べられるが、異議率は極めて低いこと、との報告がなされました。

4 質疑応答

(→以下は家庭裁判所の回答)

●段階的進行モデルや法的枠組みの分かりやすい説明は、遺産分割の手続及び内容に関する当事者の理解を促進する上で有益な効果を発揮していると考えますが、代理人が付いていない本人事案においては特別受益に関する事実調査について裁判所の後見的関与も必要ではないか。

→検討する。

●特別受益に関するQ&Aについて、「結納金や挙式費用は、特別受益に当たりません。」と明記されているが、家族というものが大きく変動している

現在において少々ミスリーディングではないか。

→分かりやすさを追及すると細かい点がフォローしにくいという事情がある。検討させて頂きたい。

●周りには相続でもめている方が少なくない。昔のように皆で仲良くという時代ではない。戸籍はつながっているが30年とか全く行き来がないようなケースにおいて、法律だから相続分はこれこれという法的枠組みだけで妥当な解決ができるものなのか。

→協議において縁遠い方が相続しないという解決がなされることはあるが、審判になった場合には異なる扱いは困難である(なお、この点について家事調停委員である裁判所委員から、被相続人に対する世話を長年してきた事実等を丁寧に説明をして、妥当な合意を形成した調停事案の紹介があった)。

今回は、平成28年3月17日となりました。テーマは、東京家庭裁判所庁舎の改修工事について現場案内と庁舎案内表示等に関する意見交換を行います。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

***問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207**

もっと知ろうよ！オキナワ！

第5回 やはり、米軍基地には居て欲しくない、と思う。

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 研修員 仲宗根 南子 (67期)

私は、弁護士になるのと同時に東京に来るまでのほとんどの期間、沖縄で暮らしていましたので、沖縄での生活を通して、米軍基地について感じたことについて書きたいと思います。

1 基地がもたらす利益

米軍基地が沖縄にあることの是非を議論する際、飴と鞭が問題となりますが、今回は、みなさんご存知のとおり、経済効果（米軍による県内雇用、借地料、個人消費等毎年2100億円以上）を得ていること以外について、どのような飴があるのか、ご紹介したいと思います。

(1) 外国人（アメリカ人）と接する機会

沖縄県におけるアメリカ人（多くは軍人）の数は、人口1万人あたり約15人で、全国トップです。2位の東京都は、人口1万人あたり約8人です。

海兵隊は、ON BASE（基地内）に居住することが義務づけられているようですが、位が高くなると、OFF BASE（基地外）に居住することもできるようで、軍人の家族が、沖縄県民と同様の生活を送っているのも普通の光景です。私の実家から徒歩3分以内のエリアにも、外国人が住んでいる家は、私が知っているだけで5軒あります。

したがって、外国人と接して、学校で習った英語を実践する機会が、生活の中に自然に存在します。バイト先で外国人への対応が不可避的だったり、街を歩いていると道を尋ねられたり、レストランの隣の席の人から英語で話しかけられたり。

このような経験は、英語を話すいい機会となる以上に、外国人が特別な存在ではないことを知ることができるいい機会となり、グローバル社会に適応す

るために、一役買うのではないかと考えています。

(2) 基地内で英会話

積極的に英語を話したい場合には、ON BASEにある軍人の自宅で開催されている英会話教室を利用することもできます。料金も1時間1500円くらいと良心的です。通常、沖縄県民の基地への出入りは禁止されているのですが、基地関係者と同行する際には、身分証を提示して入ることが許可されます。

もっとも、基地内英会話の醍醐味は、ネイティブによる英会話レッスンを受けられることに限らず、基地内のショッピングモールやレストランに繰り出し、アメリカを疑似体験することができることです。

ショッピングモールでは、日本にない目新しい商品が多く販売されていて、しかも、免税です。

(3) 基地内大学の利用

基地内には、メリーランド州立大学の分校があつて、軍人等以外の人でも、興味のある科目を受講することが可能です。

例えば、心理学に興味があれば、それに関する講義を受講することができ、心理学と英語を同時に習得することができるのです。正に、一石二鳥です。

ただ、英語が理解できない結果、心理学もチンプンカンプンという、二兎追う者は一兎をも得ずという危険もあります……。

(4) アメリカのテレビ番組

基地内では、アメリカ本国のテレビ番組が放映されているのですが、その電波が、基地外にも及んでいるので、沖縄県民も自宅のテレビで、アメリカのテレビ番組を見ることができます。

沖縄は、日テレがない分、アメリカのテレビ番組

が映ることについて、少し優越感があるように思います。

ラジオ放送も然りで、基地内から発信されているラジオ放送を聴くことができます。基地内のラジオ放送は、日本のよりも、世界情勢に関する情報が豊富なのが特徴です。その他には、洋楽の最新のヒット曲がよく流れているのも楽しい点の一つです。

(5) 世界的有名アーティストのコンサート

軍人の慰問団として、世界的有名アーティストが基地内でコンサートを開催することがあって、沖縄県民に向けた告知はありませんが、参加することができます。

Beyoncé, Backstreet Boys, Ne-Yo等々。しかも、ライブハウス等で行うので、目の前で、世界のパフォーマンスを体感することができます。

2 基地に対する私見

米軍基地が沖縄にあることによる餞は、上記にご紹介したもの以上にあると思います。

それでも、個人的には、基地には居て欲しくないと思っています。

(1) 恐怖の体験

私が、高校1年生のとき、午後7時頃に、友人と2人で、人通りがなく、街灯がほのかに照らす歩道を歩いていたことがあります。

すると、私たちの後ろから車が近寄ってきて、並走を始めました。車内には、黒人の男性1人が乗っていて、筋骨隆々で、ヘアスタイルが海兵隊仕様だったことから、海兵隊だったと思います。

その男性が、私たちに声を掛けて、乗車を促して

きました。断っても執拗に誘ってきたので、私たちは、互いに顔を見合わせて、2人一緒に走り出しましたが、その車もすぐ後ろを追ってきました。私たちは、小さいロータリーを2周くらい全力で走り回って、小道に入ったところで、その車を撒くことができました。

幸いにも、被害を受けることは無かったのですが、もし何か起こっていたら等と想像すらしたくないものです。

ただ、悲しいことに、沖縄では、このような事件が、実際に、断続的に起こっています。米軍による性犯罪の数は、検挙数として公開されているのは毎年数件程度ですが、単に数字として表れていないからにすぎないとの調査結果も存在します。現に、私の知人にも被害者がいますが、犯人が基地内に雲隠れした結果、捜査が十分に行われず犯人は検挙されていません。

(2) 騒音(爆音)、環境破壊など

軍用機関連の事故、授業を中断せざるを得ないほどの騒音被害、実弾演習およびそれによって発生する山火事による森林喪失等の自然破壊、米軍基地による広範囲の土地の占有により、都市形成や、交通整備、振興開発が妨げられている等、日常生活と密接に関連する問題が数多く存在しています。

3 最後に

私が経験した恐怖や、それ以上の思いを強いられた人たちのこと、諸問題が解決されることなく在り続ける現状を考えると、沖縄に基地がある数々の餞は、基地の存在を肯定する理由にはなり得ません。

ということで、安保等の難しい問題はさておき、やはり基地には居て欲しくないのです。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第38回 大阪高裁平成27年9月11日判決 (NHK神戸放送局事件)



労働法制特別委員会研修員 野田 広大 (67期)

1 事案の概要

本件は、日本放送協会（以下「Y」）から放送受信料の集金及び放送受信契約の締結等の有期業務委託を受けているスタッフ（以下「X」）が、業績不良を理由に期間途中で契約解除されたところ、Xは、Yとの契約は労働契約であり、本件解除は、労働契約法（以下「労契法」）17条1項が規定する止むを得ない事由がある場合の中途解雇の要件を充たさない違法解雇であると主張し、労働契約上の地位の確認と未払い賃金の支払い等を求めた事件である。主たる争点は、XはYとの関係において、労働者といえるかである。

- (1) Xは、Yとの間で、平成13年から、下記条件のもとに有期の業務委託契約を締結し、数次の契約更新を経ていたが、平成24年3月に契約を途中解約された。
- (2) Yは、2か月に1回、スタッフに対して、当該スタッフが業務を行うべき区域を指定し、放送受信契約の取次数の目標値を設定していた。
- (3) スタッフは、月3回の業務報告の際には、Yから数値目標が示され、これを前提とした巡回方法を業務計画表に記入して、Yに提出することが求められ、また、各報告日の中間には、中間報告をすることとなっていた。

スタッフは、Yからナビタンという携帯端末（以下「ナビタン」）を貸与され、一戸訪問するごとに、その日時や結果等を記録し、毎日Yにその内容を送信することを求められており、さらに、1週間に一度業務の報告書の提出を義務付けられていたほか、毎週の中間時点において業務の進捗状況の報告を義務付けられていた。

Yはこれらの報告から、スタッフの稼働時間が

短いと判断すると、当該スタッフに対して稼働時間を増やすよう指導を行い、業績の悪いスタッフには、担当職員の同行や受持数削減等の特別指導を行い、なおも業績が改善されない場合には契約の解約を行っていた。

Xの月毎の稼働日数は、20日から23日となる月が多く、1日当たりの稼働時間は、1時間未満の日や10時間を超える日もあった。Xと同じ神戸放送局に所属するスタッフの稼働日数は、2か月間で10日未満から51日と幅があるが、30日台から40日台前半が多い。また、全国の年収上位100位以内のスタッフの各人の月平均稼働日数は、10.3日から28.7日である。

- (4) 原審は、労契法における労働者の概念は、XのYに対する「使用従属性」の有無によって判断されるとの前提のもと、昭和60年12月19日付労働基準法研究会報告（労働基準法の「労働者」の判断基準について）を参照して、Xには、目標値や担当区域についての諾否の自由が無いこと、Yがナビタン等でスタッフの稼働状況を把握し、特別指導による実質的強制力が伴った助言・指導を行っている等、業務上の指揮監督があったことを重視して、Xの労働者性を肯定し、また、本件解約が契約に規定された手続きを遵守していないとして、契約期間満了までの賃金の請求を認めた。これに対して、Yが控訴した。

2 控訴審の判断

控訴審は、Xの労働者性を否定し、委託契約の中途解約を有効として、Xの請求をすべて棄却した。Xの労働者性を否定する理由としては、以下の通り述べている。

- (1) Xは業務について、個別に訪問実施するか否か選択できないが、包括的な仕事の依頼を受託した以上、これを諾否の自由の有無の問題ととらえるのは相当ではない。また、担当地区をYが指定することも契約の内容となっていたから、これによって諾否の自由がないということとはできない。
- (2) 稼働時間等に対する助言指導は、あくまで業績に応じ、限定された場面にのみ行われるものであり、助言指導に従わなかったことに対してペナルティを課したことは認められない。また、特別指導は3段階あり、Xについては特別指導が4年半以上継続されており、解約までにはかなりの期間があることから、特別指導によって通常の助言や要請に強制力が生じるとはいえない。さらに、ナビタンによって、スタッフの稼働時間を把握できるものの、ナビタンの主目的は、受信契約の契約状況のデータ収集である。
- (3) 業務の目標値は、Yによって一方的に定められるものの、稼働日数や稼働時間は各スタッフの裁量に任されており、実際の稼働時間もスタッフや時期によって様々であって、目標値の設定による時間的拘束は強いものとはいえない。また、場所的拘束性についても、訪問以外の業務は、担当地域内で行うことを強いられているわけではない。
- (4) スタッフへの報酬には、月の訪問件数が1500件以上であれば、15万円を支払うという「運営基本額」が設けられていたが、この報酬も実績が0の場合は支給されないのであって、いわゆる基本給部分があるとまでは評価できない。
- (5) Yとスタッフとの契約上、スタッフは受託業務の再委託を行うことができ、再委託は全国的に利用されていた。スタッフの中には、第三者を公募して再委託を行っている者もいた。

- (6) スタッフには兼業が許されており、社会保険の適用も無い。

3 本判決の検討

本判決は、YのNHKの契約取次スタッフの労契法上の労働者性について判断したものである。地裁判決では労働者性を肯定したもの（東京地八王子支判平14.11.18労判868号81頁）もあるが、高裁判決はこの契約を準委任と請負の混合契約として労働者性を否定しており（東京高判平15.8.27労判868号75頁、仙台高判平16.9.29労判881号15頁）、本判決も従前の裁判例を踏襲するものである。本判決の特徴は、Yによる業務従事地域の指定が契約の内容になっており、Xに諾否の自由が無いとは言えないと判断した点、他のスタッフの稼働日数や稼働時間、助言指導の状況を具体的に認定して時間的拘束性を評価している点にある。この判決によれば、今後もNHK契約取次スタッフの労働者性は、原則として否定されるものと思われる。

なお、控訴審判決では、Xの労働者性が否定された場合の契約終了の不当性は争点とされなかったが、この点に関して、労働契約が否定される場合でも継続的な契約関係にあることを重視し、契約の終了に制約を加えた裁判例（東京地決平23.2.25労判1029号86頁）があり、労働契約か否かを大仰に論ずることなく、契約の特殊性に応じた解約事由の合理性を判断すれば足りるのではないかとする説もある（大内伸哉「労働判例速報」ジュリスト1478号2頁）。

東と弁往來

第44回 法テラス浜田法律事務所



法テラス浜田法律事務所
(島根県浜田市)

島根県弁護士会会員 今西 淳浩 (65期)

2012年12月弁護士登録。東京弁護士会に入会。
2014年1月に島根県弁護士会に登録換え、現在にいたる。

1. はじめに

私は、司法修習(新65期)を修了後に日本司法支援センター(法テラス)に常勤弁護士として採用され、小林・福井法律事務所での1年間の養成を経て、2014年1月に現在の事務所である法テラス浜田法律事務所へ赴任しました。

島根県には、出雲大社、世界遺産である石見銀山、先ごろ国宝となった松江城などの観光名所がありますが、いずれも島根県東部にあるため島根を訪れたという方でも島根県西部まで足を運んだ方は少ないと思います。法テラス浜田法律事務所は、その島根県西部にある浜田市に2007年10月に設立された過疎地型の事務所であり、弁護士2名、事務員2名の体制で運営しています。主な担当地域は、事務所のある浜田市のほか、江津市、邑南町、川本町及び美郷町の2市3町であり、松江地方裁判所浜田支部の管轄地域でもあります。

2. 浜田支部管轄について

現在、浜田支部管轄には、当事務所を含めて弁護士事務所が4つあり、総勢8人の弁護士が活動しています(2015年12月末)。

3. 法テラス浜田法律事務所について

法テラス浜田法律事務所の取扱事件ですが、債務整理、家事事件、成年後見事件が件数の上位を占め、一般民事事件がそれに続くという状況です。特徴と呼べるのかわかりませんが、当事務所の取扱事務の一部について紹介させていただきます。

(1) 成年後見等事件

当事務所も他の法テラス過疎地事務所と同じく、成年後見等の事件が大きな割合を占めます。その背景としては、①当事務所の担当地域である2市3町の高齢化率が、市で35%程度、町で43%程度と、全国平均の25%(2013年10月)を大きく上回っていること、②地元に就職先が少ないために子どもらが高校卒業後に東京や大阪で就職し、面倒を見てくれる親族が近くにいないという高齢者が多いこと、などが挙げられます。

成年後見等事件の場合、事件の性質上長期間受任することになるため、当事務所では、新たな事件を受任するのが難しい状況になっています。このことは当事務所だけの問題ではありません。浜田地区では、石見後見センターが成年後見人の推薦を行っているのですが、第三者成年後見人等の需要が年々増加しているにもかかわらず、受け入れる側のキャパシティが増えていないため、推薦する人材の確保に苦労している状況です。このため同センターと浜田市社会福祉



三隅公園のつつじ祭(見頃は4月下旬から5月上旬)

協議会が市民後見人養成講座を開催するなど、新たな人材の発掘に向けた取り組みを行っています。当事務所も、同センターの会員として、推薦案件の受任のほか、養成講座の講師などの活動を行っています。

(2) 受刑者案件

浜田市には、国と民間が協働して運営する（PFI方式）刑務所である「島根あさひ社会復帰促進センター」があり、犯罪傾向の進んでいない男子受刑者等を収容しています。そのため、当事務所が受刑者からの出張法律相談の依頼を受け、そのまま事件を受任することも少なくありません。受任事件としては、収容の原因となった事件に関して被害者から損害賠償を請求されたという事件、配偶者から離婚の請求をされたという事件が主なものですが、受刑者が原告となるケースもあります。

受刑者案件は、依頼者である受刑者との面会に時間と回数に制約があるため（月2回×30分）十分な打ち合わせを行うのが難しいこと、本人が施設にいるために証拠収集が難しいことなど、通常の同種事件に比べ労力が必要となるケースが多くありますが、扶助要件の「勝訴の見込みがないとはいえないこと」に該当する事件は積極的に受任するようにしています。

(3) 刑事事件

私が浜田に赴任してから丸2年となりましたが、これまで私が受任した刑事事件はわずか12件（そのうち否認事件は1件）にとどまり、裁判員裁判対象事件は1件もありません。この受任数は法テラスの常勤弁護士としてはかなり少ない方だと思いますが、このことは浜田地区の治安が良いことの裏返しともいえるので、むしろ喜ぶべきことと考えています。

(4) 福祉関係機関との連携

現在、法テラスの各法律事務所が関係機関との連携を模索しているところですが、当事務所でも、浜田市社会福祉協議会と弁護士会との協力の下、福祉支援者に対する情報提供業務を開始しました。これは、ごく簡単に説明すると、福祉支援者が「私が支援する人にこんな人がいるのですが」というお話を聞き、それが法的問題であれば弁護士による法律相談へつなげるというものです。スタートしたばかりの制度ですが、これによりこれまで法的サービスを受けられなかった人達に法的サービスを提供することができればと考えています。



道の駅ゆうひパーク浜田からみた浜田港

4. 浜田での生活

私が生活する浜田市は、面積689.61 km²と東京23区すべての面積（621 km²）より大きい場所に、人口5万6730人が暮らしています（2015年12月末）。このため、人が集まる施設は自ずと限られることになり、例えば、ある日の休日にお昼を食べようと近所の人気のお寿司さんに立ち寄ったところ、そこで訴訟の相手方当事者（家族）と鉢合わせし、お互いの顔が見える位置で食事をしなければならなくなったという体験をすることになります。

このように不便な点もあるのですが、それを上回る魅力がこの街にはあります。私はこれまで、和歌山、千葉、金沢、東京で暮らしたことがあります。浜田をはじめとする島根県がすごいなと思ったことがあります。それは、道を歩いていると通り過ぎるたびに挨拶をしてくれる方が多いことです。東京だと、知らない小学生に「おはよう」と声をかけることもありませんし、声をかけると、「あやしい人がいる」などと警察に通報されてしまうかもしれません。うまく表現できないのですが、人間味に溢れている街であることがこの街の魅力だと感じています。

浜田での任期もあと1年となりましたが、少しでも、地域に貢献できるように頑張っていきたいと考えています。

5. 最後に

私が浜田という場所で2年間弁護士活動ができたのも、養成事務所及び東京弁護士会のご支援による場所が大きいことは間違いありません。しかも、島根県弁護士会に登録換えをしたにもかかわらずその後も「LIBRA」を毎回を送っていただき、大変感謝しております。この場をお借りして御礼申し上げます。東京弁護士会との縁を大事にし、自分がこれまで受けた支援をこれから地方に赴任する方々に還元するよう務めてまいります。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

66期(2012/平成24年)

今になって分かること

会員 立木 実実 (66期)

わたしの修習時代、まだ3、4年前のことに過ぎないのに、もっと昔のことに感じる。

だだっ広い大地に、群馬県庁（だけ）が、圧倒的な威圧感を持ってそびえ立つ街、前橋。修習希望地として自ら記入していたことも忘れていたほど縁もゆかりもないこの土地に、何も分からず一抹の不安を抱えて降り立ったのは修習開始4日前のことだった。

それでも修習一年間世代の66期、実務修習はいきなり始まった。

弁護修習では、担当弁護士と共に土地境界紛争の現地見分に立ち会った際、相手方から、「弁護士先生、あなたは何にも分かってない、ここはうちの土地なんだ」と責め立てられた。修習生だからと事案から一歩引いて事の成り行きを見守っていた私でも、当事者からはもう弁護士のように見えるのだ、とはっとした。

はっとしつつ、弁護士会の忘年会・新年会で大先輩の先生方に軽口をきき、色んな話を聞き出して、それから歌って踊った。

民事裁判修習では、担当裁判官に、「来年からは仕事仲間だね」と言っていたものの、毎日法廷の修習生席からまるで神様を拝むように見上げている裁判長と私は、本当に「仕事仲間」になれるのだろうかとしばし呆然とした。

呆然としつつ、若手裁判官にスキーに連れて行ってもらい、筋肉痛で裁判所の階段を下りられなくなった。

検察修習では、初日に「事件は熱い。下手に扱うとヤケドするぞ」と言われ、ドラマのような台詞をごく自然に吐かせる職場がこの世に存在することにくらくらした（ちなみに私達のヒョッコ感を敏感に感じ取った被疑者達からは舐められ、不合理な弁解は毎日、挙げ句の果てには被疑者が寝坊のため取り調べに来ない等

大ヤケドの日々であった）。

くらくらしつつ、同じ班の同期と草津で温泉につかり、はしゃいだ。よいとこだった。

刑事裁判修習では、私の中では合理的な疑いを超えて有罪であった被告人に対する無罪判決の言渡しに立ち会い、「疑わしきは罰せず」を貫くプロの姿を目の当たりにした。

目の当たりにしつつ、群馬の日差しの下走り回って熱中症になって救急車で運ばれた。

法学部やロースクールで法律に触れて法律家を夢見て、試験に合格はしたが、専門家そのものではなかった。かといって、客観的にみれば、明らかに専門家寄りであった。修習期間中、私は、それを強烈に意識させられたり全くしなかつたりして過ごした。

東京で働き、住む現在、前橋は距離としては決して遠くない。しかし結局、二回試験後に挨拶に行っただけ、一度も前橋には行ってない。けれども、事務所の机に座っているとき、前橋で見た光景や遭遇した出来事、出会った人々の言葉が、パッと頭に浮かび、あのとき私が吸収したことが、思いがけず私を助けてくれることがある。

昨日のことのような、あるいは遙か昔のことのような、来月あたりふらっと前橋に行ってみたいような、あるいは二度と行かずにずっとそのままにしておきたいような。私の今とは別世界のような気がして、それでも確実に私の今につながっている。

ふと振り返り、専門家そのものではなかったからこそ無鉄砲さを持っていた当時を思い出すとハラハラもするが、だからこそ得た物が確かにあった私の修習時代は、なんて贅沢だったのだろう。

先が見えないからこそ、 今できる一つ一つのことを大切に



会員 稲垣 喜人

1 リレーエッセイ

本稿執筆に際し、過去のリレーエッセイを読むため、LIBRA ON LINEを見てみたところ、このリレーエッセイの企画は、遅くとも58期の方(LIBRA2006年1月号)から始まっているようである。すなわち、10年もの長きにわたるリレーが新人弁護士たちの間で繋がれてきたことになる。本稿も10年(以上)後までインターネット上に公開されているかもしれないと考えると、迂闊な記載ができず、なかなか筆が進まないのではあるが、かえって、今思っていることを飾らずに書いておいた方が、後になって正確に自身を回顧することができるように思われるため、そのようにさせていただく。

2 仕事以前の話

本稿執筆時(2016年1月)において、私が弁護士になってから約1年が経過しようとしている。この1年間に転職や引越しをしたこともあり、弁護士業そのものではない部分が非常に慌ただしく、基本的な生活が成り立ってこそ初めて充実した仕事ができるのだと強く感じるようになった。あたりまえの生活が送れるのは家族、友人など私を支えてくれる人がいるおかげであることを再認識し、仕事ができることのありがたみを噛みしめている。

3 心身の健康

上記とも若干関連するが、意識して心身の健康を図る必要性についても痛感した。労働分野を得意とする弁護士が過労で倒れるという冗談めいた本当の話を身近で聞いたこともあるし、また、私自身、一時期、(弁護士業と関係ない原因で)体重が10キログラム近く落ちてしまったからである(もっとも、現在は、事務所に置かれているおやつ誘惑に負けずに体重増加を回避することに苦心している)。

4 仕事面

肝心の業務の方はといえば、ある意味では新人らしく、まったく右も左もわからず、胃と頭を悩ませる日々であった(この点は、現在も変わっていないかもしれない)。しかし、現在所属する事務所には、わからないことがあれば気軽に相談できる組織文化があるため、人間関係の面では恵まれていると感じている。チームで案件に取り組むことも多く、他の弁護士の働きぶりを学ぶこともできている。

また、債権回収案件や相続案件などを主軸に、満遍なくとまではいえないものの幅のある案件に触れることができたと思うので、これからもさらに多くの経験を積んでいきたい。

5 剣道

悔やまれるのは、上記のとおり慌ただしい1年であったため、趣味の剣道がほぼできなかったことだ。月1回開かれる東京三弁護士会剣友会(略して「東三弁剣友会」という弁護士主体の団体の稽古に参加するのがやっとであった。東三弁剣友会は範士八段の先生にご指導いただける貴重な機会であり、いかに業務を効率化して稽古の時間を捻出するかとともに、いかに1回1回の稽古の質を高めるかが今後の課題である。

6 これから

とりとめもおもしろみもない話になってしまったが、自分が現在思うところは広汎に述べられたと思う。

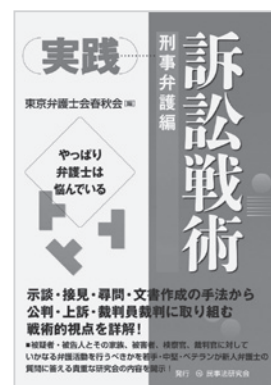
転職など、この1年間でさえ予期せぬ出来事だらけだったので、たとえば10年後に、自分がどのようになっているかなど想像もつかない。しかし、だからこそ、今できることを一つ一つ大切にこなしていきたい。

『実践 訴訟戦術 [刑事弁護編] —やっぱり弁護士は悩んでいる』

東京弁護士会春秋会 編 民事法研究会 3,200円(本体)

刑事弁護の「経験知」を手に入れる

会員 伊藤 茂昭 (32期)



本年2月に刊行された『実践 訴訟戦術 [刑事弁護編]—やっぱり弁護士は悩んでいる』(東京弁護士会春秋会編, 民事法研究会刊。以下,「本書」という)は,平成26年2月に刊行され話題となった『実践 訴訟戦術—弁護士はみんな悩んでいる』の続編ともいべき法律実務書である。

前著では,民事事件を中心に,これまで文献であまりふれられてこなかった法廷マナーや依頼人とのコミュニケーション,あるいは紛争解決方法の選択などについてベテラン,中堅,若手それぞれの弁護士の考えが述べられており,共感したり目から鱗が落ちるようなノウハウがあったりと多くの読者の支持が得られたようである。

本書は,テーマを刑事事件に置き換え,やはりこれまで書籍では詳細にふれられてこなかった示談,接見の手法から実務の動向の変化が著しい裁判員裁判まで,伝統的な弁護手法に詳しいベテラン,昨今の実務動向に適応力のある若手,さらには検察官を経験した弁護士が意見を述べており,前著での斬新さをそのままにおよそ一直線に進みがちな刑事手続の中で,弁護士として被疑者・被告人のためになし得ることは何か丁寧に模索され好感を得るものとなっている。

本書は,第1章で最良の刑事弁護活動とは何かの視点を提示し,第2章で自白か否認かの選択の考え方を議論し,第3章 示談,第4章 接見,第5章 尋問,第6章 刑事文書作成,第7章 公判前整理手続,

第8章 公判,第9章 裁判員裁判,第10章 上訴と弁護士が刑事事件をとらして悩むであろうポイントにひととおりふれられている。

たとえば,第3章の示談においては,示談はとにかく早いほうがよいのか,被害者(あるいはその家族)が頑なに拒否する場合の対応,過大要求をされた場合の対応などについてさまざまなアイデアが提示されている。第4章の接見でも,被疑者・被告人から頼まれたことにすべて対応することの危険性が指摘されており,気づかぬうちに証拠隠滅の片棒をかつがされかねない例などがあげられ非常に参考になるものである。また,多くの新人,若手弁護士は,公判前整理手続や裁判員裁判,あるいは上訴手続については経験の少ないところ,基本的な手続から留意点まで紹介されており参考になるものである。

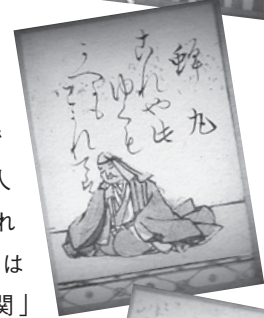
弁護活動は,およそ依頼者のことのみを考えて行うことはできない。被疑者・被告人とその家族,被害者とその家族そして検察官,裁判官とかかわるべき範囲は広くそこに留意すべきことも多い。そして立場,職業が異なる他者と「犯罪」という局面をはさんで接するには多くの迷いや悩みが生じるものである。当然,答えは1つであろうはずもなく,そこに本書の「座談会」形式の真骨頂がある。

本書を読み進むことによって,紹介されているノウハウから経験知を獲得でき,あるいは悩む時間を節約することができる。本書はまさにわれわれ弁護士の要望を満たすに十分な内容のものである。



百人一首

会員 鈴木 伸治 (64期)



最近見た番組

昨年の12月から今年の1月にかけて、Eテレ（NHK教育）で、「恋する百人一首」という番組が全8回で放送されており、先に番組に気がついた妻に誘われて見てみた。

百首の中でも約半数近くを占める恋の歌を題材にして、歌の世界を現代に置き換えたミニドラマが流され、国文学の先生が分かりやすく歌の解説をしつつ、人気タレントの久保佳代子さんと壇蜜さんが恋愛にまつわる本音女子トークを繰り広げるという内容であった。現代の恋愛にも共通するような古人の思いを読み解き、参考にするというのがテーマで、女性をターゲットにした番組であったが、私も、あらためて百人一首を新鮮な見方で楽しむことができた。

百人一首との出会い

私が初めて百人一首に触れたのは、小学1年生であった。担任の先生が、お正月明けにかかる大会を開催するのに先だって、百首全てをひらがなで記載したプリントを配ってくださった。冬休みであったか、父（ちなみに、父も弁護士で当会の会員である）が読み聞かせをしてくれ、できるだけ覚えようとしたが、意味が分からなかったこともあって、せいぜい十数首を覚えたくらいであったかと記憶している。もっとも、このとき覚えたものは今でもそらでいえる。

その後、中学や高校で古典として百人一首を学んだ際には、掛詞などの様々な技法を駆使して、様々な風景や思いを古人がよみ込んだということが理解できた。幼い頃には音として覚えたに過ぎなかったが、「五七七」のわずか31文字の中に込められた背景の広がりを感じたのを思い出す。

修習時代

私の実務修習地は滋賀県の大津であった。大津には、百人一首冒頭の歌をよんだ天智天皇を祀る近江神宮があるが、そのゆかりで、同神社は、名人位・クイーン

位決定戦等の競技かるた大会が開催され、百人一首の聖地ともいうべき場所である。また、大津での一人暮らし先の近くには、「これやこの行くも帰るも別れては知るも知らぬも逢坂の関」（10番目の歌）とよまれた逢坂の関（山城国と近江国の境にあった関所）の旧跡があった。この歌をよんだ^{せみまる}蟬丸はこの近くに庵をむすんでいたと言われ、同人を祀った神社があったこともあり、足を運んでみた。

その他、大津からは、古都奈良や京都にアクセスしやすく、休日にはよく観光に出かけた。行く先々では、吉野、天橋立のように歌によまれた地や、歌人に関する名所旧跡が多くあり、百人一首の世界をより身近に感じることができた。なお、京都の嵯峨嵐山には、百人一首をテーマにした「時雨殿」という博物館があり、ゲームなど最新の装置を通じて世界を楽しむことができるオススメの施設である。

さいごに

弁護士になった現在、数十頁、ときに100頁を超えるような書面を作成することがあるが、当然、長く書けば裁判に勝てるというわけではない。ポイントを押さえ、構成や表現を工夫して裁判所を説得しなければならない。古人は、31文字という制約の中で、構成を練り、言葉を選び、技法を駆使して現代にも受け継がれるような歌を生み出したが、そこからは、法律書面を作成する上でのヒントが得られるかもしれない。

さて、この記事を書くに当たって、私には約1300字という十分なスペースが与えられたが、思いを伝えられたであろうか。紙幅も尽きたので、次号の「読み人」にバトンタッチすることとしたい。

法律学・法哲学

『民主主義法学と研究者の使命』大島和夫／日本評論社
『運しきリベラリストとその批判者たち』瀧川裕英／ナカニシヤ出版

外国法

『図解&ケースASEAN諸国との国際税務』朝日税理士法人／中央経済社
『Affirmative Action正当化の法理論 アメリカ合衆国の判例と学説の検討を中心に』茂木洋平／商事法務
『住居の転貸借をめぐる法規範 ドイツ裁判例研究からの模索』田中英司／日本評論社
『中国近世の罪と罰』太田出／名古屋大学出版会
『法務担当者による米国民事訴訟対応マニュアル』三輪泰右／商事法務

憲法

『世紀転換期の憲法論』赤坂正浩／信山社
『現代社会と憲法学』佐々木弘通／弘文堂
『立憲主義の「危機」とは何か』林尚之／すずさわ書店
『同性愛をめぐる歴史と法』三成美保／明石書店
『憲法』木下智史／日本評論社
『憲法9条の解釈に関する報告書』東京弁護士会憲法問題対策センター／東京弁護士会
『どうなるどうする自治体マイナンバー対応』大山水帆／ぎょうせい
『新個人情報保護法とマイナンバー法への対応はこうする!』牧野二郎／日本実業出版社
『特定個人情報保護評価のための番号法解説』水町雅子／第一法規
『マイナンバー制度パート・アルバイト対応のポイントと法的リスク対策』渡邊雅之／日本法令
『Q&A マイナンバーのセキュリティ対策 ITを活用した安全管理のすべて』武本敏／清文社

行政法

『行政法概説 第4版 行政組織法/公務員法/公物法』宇賀克也／有斐閣
『道路管理瑕疵判例ハンドブック 第3次改訂版』道路管理瑕疵研究会／ぎょうせい
『土地法の歴史と課題』田山輝明／成文堂
『建築法規 第2版増補』矢吹茂郎／共立出版
『弁護士のための水害・土砂災害対策QA』日本弁護士連合会災害復興支援委員会／第一法規

警察法

『ルポ風営法改正』神庭亮介／河出書房新社

財政・会計法

『補助金等適正化法講義』青木孝徳／大蔵財務協会
『物品管理法講義』青木孝徳／大蔵財務協会

税法

『議事録・稟議書・契約書の書き方実務マニュアル 税務調査の事前対策』長部弘／税務経理協会

『レクチャー租税法解釈入門』酒井克彦／弘文堂
『租税回避研究の展開と課題』岡村忠生／ミネルヴァ書房
『税務判例が読めるようになる』木山泰嗣／大蔵財務協会
『クローズアップ課税要件事実論 第4版』酒井克彦／財経詳報社
『国際租税法 第3版』増井良啓／東京大学出版会
『図表でわかる金融商品課税の要点解説 平成27年11月改訂』小田満／大蔵財務協会
『相続税・贈与税における名義預金・名義株の税務判断』風岡範哉／清文社
『難解事例から探る財産評価のキーポイント 第2集』笹岡宏保／ぎょうせい
『事例で理解する相続税トラブルの原因と防止策』小池正明／清文社
『図解とQ&Aで実務がわかる法定調書のすべて 所得税法 相続税法 租税特別措置法 国外送金等調書提出法』佐藤和助／大蔵財務協会
『登録免許税の軽減のための住宅用家屋証明の手引き 7次改訂』民間住宅税制研究会／第一法規
『Q&A 国境を越える電子商取引等に関する消費税の実務』秋山高善／日本加除出版

地方自治法

『非正規公務員の現在』上林陽治／日本評論社
『Q&A非正規地方公務員の雇用実務』鶴養幸雄／ぎょうせい

民法

『民法学を語る』大村敦志／有斐閣
『一般社団法人・財団法人制度と登記の実務』吉岡誠一／日本加除出版
『各種法人関係議事録モデル文例集』内藤卓／新日本法規出版
『ベーシック不動産実務ガイド 第2版』東京都不動産鑑定士協会／中央経済社
『新旧対照逐条解説民法(債権関係)改正法案』兵庫県弁護士会／新日本法規出版
『性質保証責任の研究』渡邊拓／成文堂
『生命侵害の損害賠償』田井義信／信山社
『民法読解 親族編』大村敦志／有斐閣
『離婚判例ガイド 第3版』二宮周平／有斐閣
『Q&A 権利に関する登記の実務 14 第7編 信託に関する登記/判決による登記/代位による登記』不動産登記実務研究会／日本加除出版
『Q&A 表示登記オンライン申請の実務 第2版』表示登記オンライン申請実務研究会／日本加除出版
『Q&A マンションリフォームのツボ』マンション維持管理支援・専門家ネットワーク／民法法研究会

会社法

『企業法務のための判例活用マニュアル』花野信子／中央経済社
『企業法務のための訴訟マネジメント』笹川豪介／中央経済社
『なぜ、企業は不祥事を繰り返すのか』樋口晴彦／日刊工業新聞社

『監査等委員会設置会社の実務 第2版』松浪信也／中央経済社
『株主総会・取締役会・監査役会の議事録作成ガイドブック 第2版』三井住友信託銀行株式会社／商事法務
『株主総会招集通知作成の実務Q&A』宝印刷株式会社／商事法務
『役員のための株主総会運営法 第2版』中村直人／商事法務
『株主総会日程 平成28年版』別冊商事法務編集部／商事法務
『最新!会社清算の実務70問70答 4訂版』ひかりアドバイザーグループ／清文社

刑法

『リーディングス刑法』伊東研祐／法律文化社
『刑事実体法演習』江見健一／立花書房
『現代刑法の理論と課題 二元的結果無価値論の提唱』名和鐵郎／成文堂
『大コンメンタール刑法 第3版 第6巻』大塚仁／青林書院
『特別刑法入門』安富潔／慶應義塾大学出版会

司法制度・司法行政

『釧路弁護士会の歩み』釧路弁護士会
『航跡 飯畑正男著作集』飯畑正男／緑蔭書房
『法律家のためのWEBマーケティングマニュアル 改訂版』船井総合研究所／第一法規
『こんなところではまずかない! 弁護士21のルール』東京弁護士会親和全期会／第一法規

訴訟手続法

『完全講義民事裁判実務の基礎』大島真一／民事法研究会
『刑事訴訟法』酒巻匡／有斐閣
『公判に強い捜査実務ハンドブック』河村博／立花書房

経済産業法

『インターネット法』松井茂記／有斐閣
『IT・インターネットの法律相談』TMI総合法律事務所／青林書院
『インターネットの法律とトラブル解決法 第3版』自由国民社
『成功する事業承継のしくみと実務 第2版』東京弁護士会親和全期会／自由国民社
『オムニバス技術者倫理 第2版』オムニバス技術者倫理研究会／共立出版
『実務のための金融商品取引法 第2版』平下美帆／民事法研究会
『注釈金融商品取引法2』金融財政事情研究会
『投資信託の法制と実務対応』本柳祐介／商事法務
『事例研究アセット・ベアスト・ソリューション』ゴードンブラザーズジャパン／金融財政事情研究会
『金融機関行職員のための預金相続事務手続活用マニュアル』桜井達也／金融財政事情研究会

知的財産法

『営業秘密の管理と保護』結城哲彦／成文堂
『特許出願のてびき 第37版』創英IPラボ／発明推進協会

『特許権行使の制限法理』愛知靖之／商事法務
 『最新判例からみる商標法の実務 2 (2012)』
 小林十四雄／青林書院
 『著作権法コンメンタル 第2版 1』半田正
 夫／勤草書房
 『著作権法コンメンタル 第2版 2』半田正
 夫／勤草書房
 『著作権法コンメンタル 第2版 3』半田正
 夫／勤草書房

労働法
 『事例に学ぶ労働事件入門』労働事件研究会
 ／民事法研究会
 『会社経営者・人事労務担当者のための労働
 法実務ハンドブック』辺見紀男／商事法務
 『労働法』川口美貴／信山社
 『タブーの労務管理』服部英治／労働新聞社
 『日米比較競争禁止特約』榎原義比古／関西
 学院大学出版会
 『最新パート・派遣・請負をめぐる法律知識』
 三修社
 『ゼロから始めるストレスチェック制度導入
 マニュアル』亀田高志／労務行政
 『職場のメンタルヘルス対策』錦戸典子／新
 日本法規出版
 『これからの集団的労使関係を問う』仁田道
 夫／エイデル研究所
 『日本労働運動史事典』教育文化協会／明石
 書店
 『まる分かり平成27年改正労働者派遣法』

労働新聞社／労働新聞社

社会福祉法
 『サ高住の探し方』消費生活マスター介護問
 題研究会／信山社
 『訪問看護実務相談Q&A 平成27年度改定
 版』全国訪問看護事業協会／中央法規出版
 『生活保護「改革」と生存権の保障』吉永純
 ／明石書店

医事法
 『死ぬとはどのようなことか』Borasio, Gian
 Domenico／みすず書房
 『医事法学』久々湊晴夫／成文堂
 『海外の安楽死・自殺補助と法』甲斐克則／
 慶應義塾大学出版会
 『入門・医療倫理 公衆衛生倫理』赤林朗／
 勤草書房

薬事法
 『逐条解説医薬品医療機器法 第一部』薬事
 法規研究会／ぎょうせい
 『逐条解説医薬品医療機器法 第二部』薬事
 法規研究会／ぎょうせい
 『逐条解説医薬品医療機器法 第三部』薬事
 法規研究会／ぎょうせい

環境法
 『水俣病の民衆史 第6巻』岡本達明／日本評
 論社

『環境法令パーフェクトガイド 第2版』レクシ
 スネクシスジャパン株式会社／レクシスネクシ
 ス・ジャパン

宗教法
 『裁判例からみた祭祀承継の審判・訴訟の実務』
 梶村太市／日本加除出版

教育法
 『どう使うどう活かすいじめ防止対策推進法』
 第二東京弁護士会子どもの権利に関する委員
 会／現代人文社
 『子どものいじめ問題ハンドブック』日本弁護
 士連合会子どもの権利委員会／明石書店

国際法
 『国内避難民の国際的保護』墓田桂／勤草書房
 『国際海洋法の現代的形成』田中則夫／東信堂
 『はじめてのEU法』庄司克宏／有斐閣
 『戦争と国際人道法』井上忠男／東信堂

医学書
 『統合失調症の治療ポイント』平井孝男／創
 元社

一般書
 『東京今昔物語 企業と東京』東京都不動産
 鑑定士協会／実業之日本社
 『気象災害の事典』酒井重典／朝倉書店

*** 東京都弁護士協同組合特約店 ***

葬儀・生花・花環・寝台車

株式
 会社

東京花壇祭典

24時間受付 TEL 03-3409-4952 (代)

協同組合創立時より30余年にわたり御利用頂いております

**深夜、遠近にかかわらずご相談に伺います
 葬儀・生花は特別割引価格にてご奉仕**

高市早苗総務大臣の「放送法違反による電波停止命令を是認する発言」に抗議し、その撤回を求めると共に、政府に対し報道・表現の自由への干渉・介入を行わないよう求める声明

高市早苗総務大臣は、2月8日の衆議院予算委員会で、野党議員の「憲法9条改正に反対する内容を相当の時間にわたって放送した場合、電波停止になる可能性があるか」との質問に対し、「放送局が政治的な公平性を欠く放送を繰り返し、行政指導しても全く改善されない場合、それに対して何の対応もしないと約束するわけにいかない」と述べ、政府が放送局に対し放送法4条違反を理由に電波法76条に基づいて電波停止を命じる可能性に言及した。そして、「政治的に公平」の意味として、「国論を二分する政治課題で一方の政治的見解を取り上げず、ことさらに他の見解のみを取り上げてそれを支持する内容を相当時間にわたり繰り返す番組を放送した場合」などと列挙した。また、菅官房長官や安倍総理も、この発言を「当然のこと」「問題ない」として是認している。

しかし、このような発言や政府の姿勢は、誤った法律の解釈に基づき放送・報道機関の報道・表現の自由を牽制し萎縮させるもので、我が国の民主主義を危うくするものである。

民主主義は、情報の流通があってはじめてその機能が十分に発揮されるものであり、そのために憲法21条1項は「表現の自由」を規定し、国民の「知る権利」及び報道機関の「報道の自由」も表現の自由の具体的権利として認められるものである。放送局や新聞社、出版社などは、情報を国民に提供し、国民の知る権利を豊かなものとするために表現の自由を保障され、その任務を全うしているのである（最高裁大法廷昭和44年11月26日決定「博多駅フィルム提出命令事件」）。そして、憲法21条2項は検閲の禁止を定めているが、これは政府機関によるいわゆる表現物の発表前の「検閲」を絶対的に禁じるのみならず、その趣旨から、表現内容に対する規制を行わないことを定めるものである。

放送法は、4条において放送事業者の番組編集基準の一つとして「政治的に公平であること」を挙げているが、その目的として第1条二号に於いて「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」と定めており、1950年の放送法の制定時にも、当時の政府は国会で「放送番組については、放送法1条に放送による表現の自由を根本原則として掲げており、政府は放送番組に対する検閲、監督等は一切行わない」と説明している。

このように憲法において定められた表現の自由および放送法1条に定められた放送法の目的及び放送法全体の趣旨からすれば、放送法4条が放送内容への規制・制限法規範になるもの

ではなく、放送事業者の自律性における倫理規定に過ぎないことは明らかである。然るに、政府が、放送法4条の「政治的に公平」という言葉に部分的に依拠しそれが放送事業者に対する規制・制限法規範であると解釈して、行政指導の根拠とすることは許されず、さらに違反の場合の罰則として電波法76条1項による電波停止にまで言及することは、憲法および放送法の誤った解釈であり許されない。放送法は、6条以下で放送事業者に放送番組審議機関を設置させているが、この趣旨は、行政権とは相対的に独立した機関による強制力のない意見および答申を行わせるに留めるものである。さらに、民間放送事業者およびNHKは任意に放送倫理・番組向上機構（いわゆるBPO）を設置して番組に対する検証と提言を行わせており、放送事業者が表現の自由を確保しつつ、自律的に放送倫理を遵守する仕組みがすでに確立されている。また放送法4条の公平性については、一つの番組だけで判断するのではなく、その局の番組全体で判断するものとし、恣意的な規制が行われないような判断基準が定立されている。

以上のような表現の自由は民主主義社会の成立にとって根源的な権利として保持されなければならないものである。しかるに今般の高市総務大臣の発言や政府の姿勢は、放送内容に対する具体的な法規制を実際には行うに至ったものではないが、誤った解釈により行政権の介入の可能性に言及することによって放送局に対して重大な萎縮効果を及ぼす可能性がある。放送法4条についての今般の解釈を許すならば「政治的に公平である」ということの判断が、時の政府の解釈により、政府を支持する内容の放送は規制対象とはならず、政府を批判する内容の放送のみが規制対象とされることが十分起こり得る。さらに、電波停止を命じられる可能性まで示唆されれば、放送事業者が萎縮し、公平中立のお題目の下に政府に迎合する放送しか行えなくなり、民主主義における報道機関の任務を果たすことができなくなる危険性が極めて高くなるものである。

よって、報道・表現の自由を萎縮させ、国民の知る権利を侵害し立憲民主主義を損なう高市早苗総務大臣の発言に強く抗議し撤回を求めると共に、政府に対し報道・表現の自由への干渉・介入となり得るような行政指導や発言を行わないよう求める。

2016年2月16日

東京弁護士会会長 伊藤 茂昭